

衆議院 第五百一十回国会 文部科学委員会 議 録 第 十 七 号

平成十三年六月八日(金曜日)

午前十時四分開議

出席委員

委員長 高市 早苗君

理事 齊藤斗志二君 理事 鈴木 恒夫君

理事 田野瀬良太郎君 理事 高橋 一郎君

理事 平野 博文君 理事 藤村 修君

理事 西 博義君 理事 都築 讓君

小淵 優子君 岡下 信子君

河村 建夫君 杉山 憲夫君

砂田 圭佑君 谷垣 禎一君

谷田 武彦君 谷本 龍哉君

馳 浩君 林 省之介君

増田 敏男君 松野 博一君

水野 賢一君 森岡 正宏君

大石 尚子君 鎌田さゆり君

葉山 峻君 肥田美代子君

牧 義夫君 松沢 成文君

山口 壯君 山谷えり子君

山元 勉君 池坊 保子君

武山百合子君 石井 郁子君

児玉 健次君 中西 績介君

保坂 展人君 山内 恵子君

松浪健四郎君

文部科学大臣 遠山 敦子君

文部科学副大臣 岸田 文雄君

文部科学大臣政務官 池坊 保子君

政府参考人 近藤 信司君

(文部科学省生涯学習政策局長)

政府参考人 矢野 重典君

(文部科学省初等中等教育局長)

文部科学委員会専門員 高橋 徳光君

委員の異動

六月八日

辞任

中西 績介君

同日

辞任

保坂 展人君

補欠選任

保坂 展人君

補欠選任

中西 績介君

六月八日

小中高校生等の奉仕活動義務化、不適格教員排除等をめらう教育関係六法案反対に関する請願

(植田至紀君紹介)(第二四一九号)

同(原陽子君紹介)(第二四二〇号)

同(保坂展人君紹介)(第二四二二号)

同(山内恵子君紹介)(第二四二二号)

同(植田至紀君紹介)(第二四七六号)

奉仕活動の強制、出席停止措置の拡大などを内容とする教育関係法案反対に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第二四六五号)

同(石井郁子君紹介)(第二四六六号)

同(大森猛君紹介)(第二四六七号)

同(木島日出夫君紹介)(第二四六八号)

同(児玉健次君紹介)(第二四六九号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二四七〇号)

同(中林よし子君紹介)(第二四七一号)

同(春名真章君紹介)(第二四七二号)

同(松本善明君紹介)(第二四七三号)

同(矢島恒夫君紹介)(第二四七四号)

同(山口富男君紹介)(第二四七五号)

教育改革関連六法案の廃案と教育基本法見直しの中止に関する請願(北川れん子君紹介)(第二五一四号)

同(土井たか子君紹介)(第二五一五号)

同(中川智子君紹介)(第二五一六号)

同(保坂展人君紹介)(第二五二七号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第七一号)

社会教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二二号)

○高市委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案、学校教育法の一部を改正する法律案及び社会教育法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

各案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○高市委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として文部科学省生涯学習政策局長近藤信司君及び初等中等教育局長矢野重典君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○高市委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高市委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岡下信子君。

○岡下委員 おはようございます。私は自由民主党の岡下信子と申します。

私は、一年前までは一家庭人であり、そして母親でありまして、家庭教育にじかに携わっており、また専門主婦でございまして、二人の男の子を育て上げた素人でございますので、きょうの質問も非常にどきどきしておりますけれども、先生方、どうぞよろしくお願いいたします。

我が国では、少し前まで、親子三代が同居して大家族とともに生活するのがごく当たり前のことでありまして。子供は、両親が祖父母に孝養を尽くすのを見、そして両親が祖父母をいたわる、そういう姿を見て育ち、そして孫は祖父母からは昔話を聞きながら夢を膨らませ、知恵を授かり、それが心の糧となっていく、大勢の兄弟にもまれて、けんかもあったでしょうが、しかし、だれに教えられることもなく、我慢をしなくてはいけないうことも自然に身につけていったと思えます。そして、外で友達とけんかをしても、家に帰れば家族がいやしてくれた、そういう生活環境にありました。

しかし、残念ながら、昨今、その人間形成に非常に重要な時期に家族の愛情が不可欠であるにもかかわらず、少子化が進み、そして核家族化も進んでまいりました。子供は親の背中を見て育つということは以前から言われておりましたけれども、親が毅然と生活態度を持っていれば、子供はそれを見習うということであり、そして私は、アシの中のヨモギという教訓は非常に昔から親しんでまいりました言葉でございますけれども、ヨモギという植物は、道端に生えれば人の足で踏まれ、そして風雨にさらされてねじれ曲がって育つのですけれども、これがアシの中に生えれば、周

りのアシと一緒に天に向かつて真つすぐ伸びていく、そういう植物でございまして、これは周りの環境によっていかようにもなるという例であると思います。

先ほど申しましたように、子供にとってその環境がいかに大切かということであるにもかかわらず、最近では、少子化あるいは核家族が進んでいきまして、そして地域におけるつながりも希薄になってまいりました。例えば、親が過保護で子供を甘やかす、そして教育に無関心であったり、教育に自信が持てない親、そして子供の教育の仕方がわからない、明確な方針を打ち立てられない親がふえているように私は感じております。こういう親御さんを教育するために抜本的な支援が必要ではないかと思っております。文部科学省ではこの点についてどういう対処をされますか、大臣に見解をお伺いしたいと思います。

○遠山国務大臣 今お話しのように、家庭教育そのものを実践してこられた岡下委員のお話は、大変心を打つものがございます。

家庭教育はすべての教育の出発点であると思っております。幼いときに、子供に基本的な倫理観でありますとかあるいは社会的なマナー、自制心などがきつちりと教えられていけば、その子にとってその生涯がしつかりとした揺るぐことのない人生を歩む基本を与えるのと同時に、親にとっても非常にそれは自分の子供について安心をして見守ることができるといふ点で大変大事なことでございまして、その意味で親の果たす役割というのは極めて重要だと考えております。

しかし、今お話しのような現代の状況は、三世代そろって子供に対応するといふようなことができずに、むしろ自信を失ってどうしていいかわからない親の増加がありまして、家庭教育の力が大変低下しているといふことが嘆かれていっているわけでございます。

このために、文部科学省といたしましてもいろいろな施策を打っております。これは、平成十年六月の中央教育審議会答申におきまして、行政に

よる家庭教育に対する支援の充実の必要性が指摘されております。

当然ながら、家庭教育は親がもちろん主体的にやるものでありますけれども、それが円滑にあるいは内容深く行われるために支援をしているわけでございますが、一つは、家庭教育に関する学習機会の充実を図っております。二つには、個々の家庭の親に対して、家庭のしつけのあり方について助言をするために、家庭教育手帳でありますとか家庭教育ノートをつくり、配付をいたしております。三つ目には、子育てに関する親の悩みあるいは不安にこたえるための家庭教育相談体制を整備いたしております。そして、地域において子育て支援ネットワークを形成するようにということで、こういう施策を推進してまいったところでございます。

こうした方策のほかには、今年度から新たに、小学校入学前の子供を持つ親が参加する就学時健診、これはだれもが参加するわけでございますが、あるいは、乳幼児健診などの機会を活用した子育て講座というのを全国的に開設する事業などを始めることにいたしております。

○岡下委員 ありがとうございます。家庭教育に非常に不安を持っている親御さんのためにそういう企画があることは、大変ありがたいことだと思っております。どうか、今後とも推進していただくようお願いをしておきます。

次に、昨今、青少年の犯罪が続発しておりますけれども、私は、この一因に、子供たちの読書離れがあるのではないかと思います。

幼児期に本を読む習慣をつけさせるということ、は、親の大切な課題であると思っております。活字の向こうに無限に広がる世界を想像して、考える力を身につけ、豊かな感性や情操、そして思いやりの心をはぐくむ上で、本に接する機会を与えるということは大変に重要なことであると思えます。

男の子を育てましたけれども、長男は、小学校低学年のころに全く落ちつきがなくて、読書嫌いというか勉強嫌い。宿題もしないで遊びほうけておりまして、学校の担任から毎日注意のお手紙をもらってくるような状態で、さで困った、これをどうしようかと。

私ははたと思い当たりまして、ある日息子に、もうきょうから勉強しなくていい、宿題もしなくていいよと、息子は喜んで、目がらんらんと輝きました。しかし、そのかわり本を読みなさい、本を読むことも勉強だからねと言って、その当時、小学校三年生ぐらいだったと思いますけれども、与えた本が「天下をとった日吉丸」という本でございまして。息子は私の仕掛けにはまりまして、勉強するかわりに本を読めばいいんだと。この取り組んだ本が大変におもしろい、自分が日吉丸になったような気持ちで読みました。私はそういう記憶を鮮明にのみがえらせておりますけれども、それ以後、現在に至るまで、本を片手から離れたことはございません。

だから、こういう機会であれ、そういうチャンスを与えれば、子供は読書をするということに興味を持つ。そして、今は簡単にテレビやゲームやら何かで、目からそういうものが映像として映ってまいりますけれども、これは瞬時なものでありまして、余り心にとどまらないということをおいいます。

子供に積極的な読書を推進していくということについて、文部科学省は何かその手だてをお考えなんでしょうか、お伺いしたいと思います。

○池坊大臣政務官 岡下委員のおっしゃるようには、私は、読書が人間形成に果たす役割は大であるといふふうに思っております。

警視庁の一昨年の調査によりますと、補導、逮捕されました子供の八二％は、幼児期にいじめや虐待を受けていたという事実がございます。これは、裏を返せば、どれだけすばらしい原体験を幼児期に持つことによって、子供は問題行動を起こさなくなるのではないかと思っております。

その一つに、私は読み聞かせがあると思えます。社会教育法も変わりまして、地域の方々のお力もおかりするので、地域の方々あるいは家庭において読み聞かせをする推進というのを、いろいろな方面にお願いいたしております。

それからまた、朝の朝礼の十分間に読書をする、この一斉の読書活動というのを推進しております。これによりまして、朝の遅刻が減ったとか、荒れていた学校が静まったという事例がたくさん出ております。ちなみに、小学校では五八・一％、中学校では四二・二％実施いたしておりますけれども、このパーセンテージの中には、年に数回、一、二回しかしたことがなくとも一％の中に入っておりますので、私はもつとこれを推進するようにいふように申し上げております。

家庭教育ノートの中にも、本を読ますことは大切だということも皆様方に知っていただくように思っております。

これからITがますます発達いたしますと、ITというのは情報を得るだけでございますから、それを駆使するのは、その子供の思考力とか価値観だとか取捨選択する能力だと思えます。そういうのは読み、書き、計算によって養われるので、昨日も新聞に載っておりますけれども、子供、今の若者は言葉で表現が苦手だということですが、言葉で表現が苦手というのは、やはり読書をしないからだと思っておりますので、私が大変力注いでおりますのが、この読み聞かせと読書推進でございます。

御存じのように、去年は子ども読書年でございますので、ことしも引き続きそれを推進いたしまして、子ども読書フォーラムというのを六月二十四日に開くことにいたしております。また、ゆめ基金等で民間の読書活動をしていらっしゃる方々に助成をするようにいたしておりますのと、お願いいたしまして、町村前文部科学大臣にビデオを作成していただきまして、今実践した三つのこと、これは、一つは読み聞かせ、読書推進、二つは朝の、朝だけじゃありませんけれど

も、あいさつ運動、それから三つ目には、これも町村大臣がおっしゃいます、姿勢を正しくしようじゃないかということのビデオを作成いたしました、これは家庭教育関係のところに配付しております。

○岡下委員 どうぞ積極的に推進していただきたいとお願いをいたしておきます。

さて、文部省の平成十年の調査では、自然体験が豊富な子供ほど正義感や道徳観が身につけているという調査結果が出ていますと承知しております。

都市部の子と地方の子供では格差があると思うのですけれども、先日、松浪先生もおっしゃっておりますように、今はまさに田植えのシーズンでございます、私は、田植えはしたことはございませんけれども、小学生のころに先生に引率されて、苗代に生えている苗に害虫がついているのを駆除しに行った覚えがございます。苗の葉っぱの裏を見ると白い卵がついているのですが、これを取るとたくさんお米ができるんだというふうに思いながら、その害虫を取った覚えがございますが、今の子供にも自然体験ということ、これは非常に有益なことであると思います。

例えば、サツマイモは芋づるを挿し木して芋ができる、ジャガイモは種芋を植えて芋ができる。苗を植え、種を植えてから育てて収穫をする喜びとか、それから、そういうことを体験させて実感として子供たちの情操教育をする、あるいは野外のキャンプにおいて友達と共同生活をするということによって社会性を高めていく、そういう自然体験活動というものを充実させる必要があるように私は思いますけれども、これについての取り組みも、文部科学省の先生にお伺いしたいと思っております。

○岸田副大臣 今先生から御指摘がありましたように、子供たちが豊かな社会性あるいは人間性をはぐくむ上で、学校教育あるいは社会教育を通じて、自然体験活動等の体験活動といったものを経験する、こうした機会を充実することは大変

重要だというふうに思っております。

そういった中であって、まず学校教育においても、特別活動ですとかあるいは総合的な学習の時間等において自然体験を積極的に取り入れ、その充実が図られることを期待しておりますし、また学校外におきましても、さまざまな民間団体とか地方公共団体、こうした諸団体が夏休みや休日などに子供たちが自然体験活動に参加する機会を提供しているわけですが、こうしたさまざまな取り組みを、関係省庁とも連携しながら、全国子どもプラン等を通じてしっかりと支援していかねばいけない、そして支援しつつあるところでもあります。

また、民間団体が行う自然体験活動のリーダー登録制度に対する支援、こうした指導者の育成にも努めているところであります。さらに、本年度からは、子どもゆめ基金を設けて、青少年団体等が実施する子供の自然体験活動等に対する助成、こういったことも行っているところでございます。

こうした支援をこれからもしっかりと充実していかなければいけないと思っております。また、今回の法改正を契機として、一段と自然体験活動に対する支援、あるいはその環境整備を図ろうとしているわけですが、こうしたことも相まって、一層の支援の充実を図っていかねばいけないと認識しております。

○岡下委員 そのようによろしくお願いをしております。

自然体験を充実させるということに加えまして、子供というのは家庭だけで育つのではなくて、地域における人々のつながりの中で育っていく、そのことの重要性は言うまでもありません。現在は、プライバシーを重んじる余りに、近所のおつき合いも疎遠になり、それから地域の住民参加の行事というものもなかなか参加してもらえない。私が今住んでいるところはそういうことはほとんどやっていないんですけれども、例えば地域の住民参加の体育祭であったり、それから夏は盆

踊りであったり、あるいは地域のお父さん、お母さん、お友達みんなを含めた日帰りのバス旅行であったり、そういうことをやっております。

そして、いろいろな交流の場や機会を、地域によって個性が異なりますけれども、行政において、もともとこういう機会を与えていくということか、地域の人の交流を促進するというようなことについて、何かその方策を考えていらっしゃるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○近藤政府参考人 お答えをいたします。

近年、都市化の進展等を背景といたしまして、地域社会の人間関係や連帯感が希薄し、子供たちと地域の人々との交流活動の機会が減少してきています。先生御指摘のとおりでございます。子供たちは、地域の人々との交流を通して、社会のルールを学んだりコミュニケーション能力を身に付けるなど社会性を培うとともに、高齢者等から地域の伝統文化について学ぶことにより郷土意識をはぐくむことができるなど、子供たちと地域住民の交流による教育的意義は大変大きいものと考えております。

このため、我が省におきましては、例えば学校の余裕教室でありますとか公民館などを地域ふれあい交流センターとして、このセンターを拠点として子供や高齢者を含めた地域の人々の触れ合い活動を推進する地域ふれあい交流事業、こういったものを本年度から実施しているところでございます。

この地域ふれあい交流事業におきましては、子供が公民館等で寝泊まりしながら地域住民との交流を行う通学合宿でありますとか、高齢者の知識や経験を生かして昔の遊びですとか郷土の歴史等を子供たちに教える高齢者交流事業、こういったふれあい交流事業をモデル事業として実施しているところでございます。

今後とも、私ども、こういった施策を通じまして、子供たちと地域の人々との交流をより一層促進するように努力してまいりたいと考えております。

○岡下委員 私、それは非常に大切なことだと思います。例えば、自分の子供だけがよくて人の子供は教育をしないというような、そういう風潮もありまして、自分の子供はしかるけれども他人様の子供はしかつていいものかどうかという判断に苦しむときもあります。ですから、やはり家庭の周辺の地域社会のつながりというものが非常に大切だと思いますので、その点をよろしくお願い申し上げます。

それから、私の質問の最後になりましたけれども、指導が不適切な教員の転職についての法改正のことについて触れさせていただきましたと思います。

このことについて、私には非常に顕著な体験がございます。私の次男が小学四年生のころでございましたけれども、担任の教師は定年前の女性の教師でございまして、小学校三年、四年の言えば元氣盛りの子供にとっては、いわばおばあちゃん先生にしか見えなかったんですね。そういうこともありまして、いろいろと問題を積み重ねてまいりまして、四年生の二学期の終わりにこの先生は体調を崩して入院をなさいました。それから四年生が終わるまでの三学期の間もずっと、代用教員授業といいますが、学校の校長先生あるいは教頭先生、それから全然知らない非常勤講師というんでしょうか、そういう先生方が入れかわり立ちかわり、そのクラスの授業を受け持たしました。

それで、子供にやはり非常に顕著にその影響があらわれました。情緒が不安定になり、クラスのリーダー格である男の子がある日教室を飛び出して、それに机の上を走り回って授業ができなくなりました。その子はリーダー格なものですから、それに続いて大勢の男の子が同じ行動をとった。女の子は怖いものですから教室の隅に座っていたというふうな状態が続きましたので、私はそのときPTAの役員をしておりまして、いかにその状態を打破することができているのか、私は、校長先生、教頭先生、父兄を交えていろいろ御相談を申し上げ

げましたし、教育委員会にも申し上げまして、その相談をいたしました。

しかし、入院なさっているのであれば、一学期であつてもちゃんと朝から晩まで面倒を見てくださる先生が欲しいと要求しましても、それはかないませんでした。子供のことを思うと、教師が常に不安定であるということは明らかに子供の情緒が不安定になる。それで、幾ら陳情いたしましても、それは聞いていただくことはできませんでした。ですから、生徒が教師を選ぶ権利はございませんけれども、教師が一たん決まれば、じつと終わるまで生徒、親の方も我慢をしなくちゃいけないような状態でございました。

ですから、五年生になりまして担任が若い男の先生にかわりましてからは、子供たちは見違えるようになりました。実はその先生は、若い、大学を卒業して間もない先生でございましたので、元気いっぱい、子供たちとドッジボールをしたり野外で遊んだり、あるいは子供たちとのコミュニケーションを持つ時間を非常に多くとっていた。だましまして、子供たちは次第に平静を取り戻して、これがあのクラスだったのかなと思うほどに見違えるようになりました。

私は、教師が子供に与える影響はこれほど大きなものかということを感じましたし、そういう問題に直面して、今この法改正ということに私は大いに賛成でございますけれども、適切な教師というか、非常に教師の資質というものが、子供に対する影響が大変なものであるということ。ですから、不適切である教師は、転職なり、今回法改正をするには何か次の職を与えようとかいろいろと方策があると聞いておりますけれども、子供にも教師を選択する権利を与えてほしい、そして先生と、教師と、家庭、親とが、いわゆるPTAといいますが、一体となって子供を育て上げていく、こういうことを私は切に願っております。

そして、この法案には私は大賛成でございます。そのことを申し上げまして、文部省の御意見を伺って、私の質問を終わりにさせていただきます。

いと思います。

○遠山国務大臣 まことに教師というのは学校教育を左右する一番の大事な職務を持っている存在であります。

多くの教師は、情熱を持ち、また一生懸命子供たちを教えるようとして努力をしてくれていると思いますが、お話のように、どういう教師であるかによって子供たちの生き方そのものにも影響を与える大変大事な存在でありますので、不適切な場合には、これは教育委員会としてもしっかりした判断をした上で、また措置もした上で、適切な方法によつてその不適切な教員についての対応をしようというのが今回の法律のねらいでございますので、私もとしましては、この措置が適切に運営されるように今後ともしっかり指導してまいりたいと思います。

○岡下委員 そのお言葉を私はしっかりと受けとめておりますし、子供の教育について、家庭の教育が大切であるということ、それは、教師でなく現場におられます家庭の母というものの、そういう母の存在というものが大事でございますし、社会、家庭それから学校一体となつて子供を育て上げていくということに、私は文部科学委員の一員として、これからもいろいろな面でお手伝いをしていきたいと思っております。

きょうは本当にありがとうございます。

○高市委員長 平野博文君。

○平野委員 民主党の平野博文でございます。きょうは三十分しか時間がないものですから、絞つて質問をさせていただきますと思います。

その前に、けさの報道さらには一部の新聞には、我が党が修正案を出して、それに政府・与党は合意した、こういう寛大なることが報道として出たわけですが、まず確認しておきたいのは、我が党は出しておりますが、野党の方から修正案なるものは出ておるのでしょうか。

○岸田副大臣 今の三法案については、国会で御審議をいただいているところですが、我々は、修正案ということについては何も承知してお

りません。

○平野委員 逆に言いますと、ああいう報道が出るということは、政府・与党も、この三法案についてはいろいろな問題があるから、もし出さなければ受け入れる寛大なる気持ちを持っているというふうな受けとめてもよろしいのでしょうか。

○岸田副大臣 修正等は国会で御議論いただくものだと思っております。それにつきまして、我々からどうこう申し上げることはないと思っております。

○平野委員 それは報道というのは、根も葉もない部分が報道に出まして国民の方々が混乱をする、こういうことで、私の宿舎の方に、きのうの夜からけさ、わんわんと問い合わせが来て、何のことかよくわからない、こういう状況でございますので、この審議の中で十分に国民の皆さんに知つていただかなければならない、こういう観点から私は問題を絞つて質問をしたいと思つた。ただ、問題点はあるわけですから、修正される、そういう謙虚な気持ちもぜひ持つていただきたいという気持ちは持つておりますので、よろしくお願ひをしたい、このように思います。

それでは、学校教育法の飛び入学に限定をして私は質問したいと思います。

今日の学校教育における課題というのは、平等主義が余りにも行き過ぎていてという見方も一つあります。したがって、優秀な人物にそれなりの機会を与えていくということもある意味では必要なのだと私は思うわけでありまして、特にすぐれた生徒に飛び入学の機会を与えるということその自身には、私、個人的には反対するつもりはございません。

しかし、一方では、飛び入学は学校教育を混乱させる大きな要因になることも私は事実だと思つております。したがって、飛び入学の門戸を拙速に広げていくということに対しては大きな課題がある、そういう観点で私は質問に入りたいと思うのであります。

一つは、今、企業と大学生との関係を見てみま

すと、採用活動の現実におきましては、例えば今年度であれば、超一流大学の卒業見込み学生の相当数は既に内々定に入っている、こういう現状を私は把握しております。今日の学生は、四年制大学にもかかわらず、三年生のときからもう既に就職活動を展開しなければならぬ、こんな状況にあるわけでありまして。

ここで、企業による大学生の青田刈りが大学教育に与える影響を文部省はどのように認識しておられるでしょうか。簡単に結構でございます。

○岸田副大臣 学生の就職活動、年々早期化しあるいは長期化していることにつきまして、学生が一定期間授業に出席できないとか、あるいは卒業研究指導が十分できないなど、影響が生じていることを基本的に憂慮しております。

それに対して、大学側の申し合わせあるいは企業側の倫理憲章、こういった中で慎重な対応が述べられているわけですが、ぜひこのあたりを周知して、そして秩序ある行動を望んでいかなければいけないと考えております。

○平野委員 そこで、今副大臣がおっしゃるように、文部科学省は、大学教育においてすら、大学卒業予定者の採用活動については、早期選考が学校教育に及ぼす悪影響を防止する、こういう観点から通知を出しているところでありまして。まして、より低年齢であります高校教育における学生の青田刈りがもしされるとするならば、相当の措置が必要であると私は思うわけでありまして。特に、進学率が高校におきまして九七％とほとんどが義務教育化している現状においては、なおさらそういうことが言えるのではないかと。

そこで、お伺ひしたい。今回、改正案では、条文中、飛び入学を実施する高校は全く限定されておらず、その対象分野も無限定であります。今日、多くの大学、学校が学生の確保に苦しんでいる、このような状況を踏まえまして、限定なしに飛び入学を解禁するということは、あらゆる大学、短大、専修学校、特に生徒の確保に困っている学校が大挙して生徒確保に動く可能性が十分に

考えられるわけであります。

そうした青田買いによる勧誘がごく一般のレベルの多くの生徒まで及べば、学校教育におけるさまざまなカリキュラムを中断させ、なおかつ学校教育の役割を果たせない結果となると私は思っております。

したがって、このようなことを看過してよいと思っておられるのか。こういう点について、大学の企業に対するところでも、十分慎重にと言っておる。なおさら、高校の課程において、高校二年生から無秩序に、無制限に、結果的には青田刈りになる。こういうことを本当に看過してよいのか、こういうふうに通うわけでありますが、何らかの制限を私は加えるべきだと考えておりますが、いかがなものでしょうか。

○岸田副大臣 まず、基本的な考え方として、大学におきます学生の就職活動というのは、広く一般的に行われる活動だと思っております。一方、今回の飛び入学制度は、特定の分野にすぐれた資質を有する者にそうした機会を与えようとするもので、一般の生徒を対象とするものではないというふうに考えております。基本的にその部分の違いはあると思っておりますので、その違いは勘案しなければいけないと思っております。

しかし、これは安易な学生集めに利用されることであってはならないのはおっしゃるとおりでありますので、慎重な運用という観点から、教育上適切な指導体制を大学側が持っている、あるいは高校側において二年間にわたり資質を見出し得る立場にあるわけですが、こうした高校側の推薦を求めるなど、すぐれた資質の判定の上で適切な配慮を行うこと、あるいは自己点検、評価を行ってその結果を公表すること、こういったあたりは省令でしっかり規定することによって適切な運営を促していかなければいけないというふうに思っております。

いずれにしても、高校と大学との連携を図る、さらには、文部科学省としまして、こうした結果をしっかりと把握してこれを公表する、こ

ういったこともすることによりまして、広く一般に学生を大量に集めるような青田刈りというものは、この制度において余り予想できないのではないか、そしてあつてはならない、それは防がなければいけないと思っております。

○平野委員 防がなければならぬ、そんなに大量にならないと言いますが、運用によっては、その結果としては、これは大量になるんですよ。これをどうするかということが国会の議論で明確に、そうはいいまして、こういうところだということだ、極めてまれなる優秀な人だという決め方が、どういふ判断で決めるのか。この辺がない中で、もし分野、さらには短大、専修学校までやるということとは、もうまさに何でもありですよ。何でもありの中に入るわけですよ。今は少なくとも千葉大学の物理、名城大学の数学というこの限定でやっているわけですよ。議員の質問を聞いておりましたも、評価のシミュレーションがない、ないけれども大丈夫だなんて、だれが認めるんですか。

したがって、私は、時期尚早であり、あくまでも特定の分野というものをやはり制限をしてやらなければ、ただ、今までは政省令でやれた部分を法律に明記するということとは私は評価をしたいと思うんです。ある意味では制限をするということですから。法律に明記するんです。ただ、法律に明記することで、何でもありということの明記をされることは極めて学校教育、特に高校教育においては混乱が起これると思うので、岸田副大臣、今のお答えでは納得できませんね、どうですか。

○岸田副大臣 もちろんそういった問題意識は重要だということに思っています。しかし、この制度、先ほど申し上げましたように、特にすぐれた資質を持つ学生を対象とする例外的な措置だというふうに思っております。一般の試験で争つてこの制度を活用するというようなことではないというふうに思っております。

ですから、極端な話、この二年間のカリキュラ

ムを頑張つて、終わつたならばこの制度が利用できるというものはなくして、あくまでも特別な資質を有する学生、こういった生徒に機会を与えたいというのがこの趣旨であります。この趣旨の中で、しっかりと適切な活用ができるようにさまざまな省令等の整備をすることは重要だと思っておりますが、その中でこの制度は適切に運用できるものだというふうに我々は考えております。

○平野委員 いや、運用というのは、今まで幅を残すという意味で運用になっているんですよ。これは運用に任せると大変おかしな問題が起こってくる危険性があるから、運用ではだめですよ。もつと明確に法律で規制してもらいたい、これは、委員会が質疑に立っている各議員の質問を聞いておりますと、ほぼ共通した部分です。余りにも拙速じゃないか。

教育というのは結果責任をだれが負うんですか。そこにはまった学生が、結果が悪かったから、申しわけないねと言つて、その人の一生を棒に振るんですか。そんなことでは許されないとはいいますので、やはり慎重にこの分野、さらには専修学校、短大まで、すべての学校に広げていくということに対しては、文部省の皆さん、本当にいいと思つていらっしゃるんですか。与党の議員の皆さん、本当にいいと思つていらっしゃるんですか。出しているから黙つていらっしゃるというのじゃだめですよ。ここはしっかりと議論してもらわなきゃだめですよ。しっかりと答えを出してください。

○遠山国務大臣 今回の制度は、再三御説明しておりますけれども、日本の教育の現状の中で、本当にすぐれた能力をもつと伸ばしていこうではないかという多くの国民の皆様の要望もあり、またいろいろな方々の御意見もあり、会議での反応もありまして、今まさに二十一世紀の初めに当たつて、一人一人の能力を十分に伸ばしていく、そのことが大事ではないかとの観点に立つて、これまでに開かれていた道をさらにもう少し拡充をし

て、そして本当にすぐれた能力、これはもうかなり例外的なものだと私も思いますけれども、「特に優れた資質」という表現で、現在の物理あるいは数学の人たちについても制度化されておりますが、その同じ用語を使つて、他の分野にも道を開くということ、今の学校教育が抱えるいろいろな閉塞状況について、この角度でも新たな道を開くということをごいまして、同時に、もし御質問があればさらにお答え申し上げますけれども、それが安易に用いられることのないように、大学についてはこうしてくれ、あるいは国としてどうしていくかというふうなことも十分考えた上で今回の提出をさせていただいております。

○平野委員 すぐれた優秀な人、こういうことですが、例えば大学院でドクターコースであるとか、あるいは四年制大学であるとか、このところについても、まだその中でもやはりすぐれてそういう設備とか施設とか、四年制大学でもいろいろな大学がございます。その中でも、特にそういう受け入れが整っている大学と、整っていないけれども四年制と称している大学もございします。

加えて、短大、専修学校、私は批判するつもりはありませんが、そういうふうにする人が本当に短大の中に、おられないという表現は私はいたしません、何でも広げていくという、これは私は、では、みんなすぐれているんだ、すぐれた者であればどこでもいいんだ、これは私はだめだと思ふんです。(発言する者あり)

今、外野席から、ノーベル賞もの、こういうことが出ましたが、専修学校へ行つてノーベル賞、短大へ行つてノーベル賞、そういうとれる方の中には、それはゼロではないでしょう。しかし、少なくとも今までの経過でいくと、四年制大学、大学院、ドクターコース、それからさらに研究を積み重ねてそういう国際的評価が得られるんだと思うのであります。

まう、これは余りにも私は拙速であらうと思うのであります。改めて聞きたいと思ひます。いかがですか、拙速ではございませんか。

○岸田副大臣 今の御質問につきましては、要は受け入れる側の指導体制あるいはカリキュラム、そういった内容がやはり重要だというふうなことであります。

ですから、短期大学におきましても、大学と同様、深く専門の学芸を教授研究する、学校教育法の第六十九条の二第一項に規定されているわけでありまして、こうした目的を持つ高等教育機関でありまして、大学と短大等を差別するということが、これは制度上に不均衡があるというふうな思ひつておられますし、また音楽とかデザイン、こういった部分において、特に優秀な、すぐれた資質を有する者の才能を伸ばすということとは短大においても考えられると思ひますし、またコンピュータですとか、専門学校においても資質を伸ばす可能性は十分考えられるのではないかと。

特に、昨今の世の中の動き、学際化あるいは学問の複雑化、こんなところを考へる中であつて、こうした受け皿がしっかりとついていたならば、そうした制度上の違いでもって区別をするというのは不合理ではないか、そのように感じております。

○平野委員 どうも国会の審議の、議論の積み上げをもとに最終法案というの成立していくのですが、これは何日もやっているとありますが、議論が全く深まってこないですね。我々は国民の代表として審議に加わっているのですよ。文部省が決めたことが国民の代表の声ではないのですよ。我々の声をきちつと法案の中で、不備があると皆さん言っているじゃないですか、これに対して、そういう点はやはり素直に認めてもらなければならぬんです。

特に、千葉大でやつておる、名城大でやつておるわずかな実施例だけを参考に、では、シミュレーションがあるのですか、ありません、ないのにやるのですか、ノーベル賞のとれるような人をつくらなさいだめだ、国際人として通用する優秀

な人をつくらなさいだめだ、それが専修大学、短大まで広げることになるのですか。この点、はっきりしてくださいよ、どういう根拠からそう言えるのか。

○岸田副大臣 この制度は、そもそもこれだけ需があるからこれに対応するといふものではなくして、可能性を広げるといふのがこの制度の趣旨だといふふうな思ひつています。ですから、その間口を広げる等、可能性を広げることによつて、これをぜひ活用していただいて、特にすぐれた資質を持つ学生生徒が大いに飛躍する機会を得ること、このことが大切だといふふうな思ひつています。

ですから、そのために、今までの積み上げを参考に、そして考えられる手当てをした上で、適切な運用を図るべく、環境を整えていかなければいけない、これがこの制度の趣旨でございます。(発言する者あり)

○平野委員 そういうノイズは私に入らない。では、もう一度聞きますが、これだけ広げますと、当然高校との連携といふのがかわつてきますね。いろいろな大学、短大、専修学校が、全国にある高校に、こういうことではいけませんと、当然現場の高校との連携といふのは十分にとらないと機能しないわけでありまして。とらないままいきますと、推薦枠一名とか、いろいろな意味で混乱を起こして、二名は行けたけれども、もう一人優秀な人がおつたら行けない。こういう意味で、各高等学校との連携がきつちりと具体的にどれなきやだめだと思ひます。大学は当該大学一校でいいのですが、関連高校は全国にいっぱいあるわけですよ。これとの連携のあり方といふのは具体的にどう考へていくのですか。

○遠山国務大臣 高校との連携は私も大変大事なことで思ひつております。まず、大学自身がこの問題についてきちんとした判断をしてもらいたいと思ひつて、そのためには、自己点検評価を行つてもらひ、その結果を公表して透明性を高めること、あるいは適切なカリキュラムをきちん

と編成する、あるいはその分野を専門とする教員がきちんと確保されていることなど、幾つか、大学側に期待いたしますが、当然やるべきこととして、私も指導しないといけないと思ひます。同時に、委員御指摘のように、高校との関連が非常に大事だと思ひます。

その意味では、一つは、特にすぐれた資質といふものの判定あるいは実施状況の点検評価ということに当たりましては、高校側と実施機関との間で、きちんとした連携のための意見交換など、積極的な情報交換なり、あるいはお互いの合意なりといふものがなくてはならないと思ひつております。

同時に、国としても、そういうことについては、飛び入学の実施状況を、きちんとその全体を把握して、その結果を公表していく、それによつて安易な用ひ方がなされないようにすること、あるいは飛び入学の実施機関、高校代表者、有識者などを含めた全国レベルでの協議の場を設けまして、実施状況について検証するとともに、制度の趣旨に即した運用を確保するということに努めていかないといけないと思ひつております。

○平野委員 ぜひ、関係高等学校と大学との密接な連携、これはきつちりと文部省が責任を持つて、どんな仕組みでやるかということ明確にされないまま運用でやられてしまいますと大混乱を起こしますから、明確にそういうセクションなり機能をつくつてもらひたい、これをまず強く要望いたします。

そこで、また戻りますが、では、スポーツとか芸術とか、そういう方が、とにかく大学に行かないとそのスポーツが磨けないといふことは私はないと思ひつております。したがつて、改めて言いたいことは、もう少し今やつていことが本当によかつたと言へるようになるまでは、ある意味の、大学校も、分野も制限する、こういうことを強く私は求めておきたい。そうしなければ大混乱が起こる。起こつてからでは、これは收拾がつかない。こういうことを最後に強く申し上げてお

きたいと思ひます。

さらに、これは教育上の例外措置と称しているわけでありまして。逆に言ひますと、これは極めてまれなる才能を持つ人といふことであります。学習がおくれている子供、困難な子供への逆の立場の支援策といふものも、一方、教育の平等性から見れば、極めてまれなる能力を持っている人、これに対する飛び級といふ、さらに伸ばしていこうという制度であります。逆に極めて学習がおくれている、困難な子供に対する特別措置といふものも、この法案とは違つていますが、そういう視点の救済措置、特別例外措置も一方で考へてもらつてこそ、初めて教育の平等性という考へ方になるわけでございます。したがつて、そういう視点も強くこの機会に求めておきたいと思ひつております。

それから、時間がないものですから、次に申し上げますが、この飛び級で当該の大学に行つたといひましたが、それで、その学生が、能力があつて飛び級で行つたのだといふ仮定ですが、途中で自分の進路を変更したい、他大学に私は行きたい、あるいは新たな道を探りたいといふことではあります。この委員会でも出てまいりましたが、高校中退ということではないわけでありまして。

しかし、極めてまれなる能力を持つて大学に進学した、入学したといふことは、少なくとも高校卒業程度、こういう認定をしても間違いではないと私は思ひますが、そういうケース、要は飛び級入学をしたのだ、大学に入れるだけの能力を持つてい人なのだからといふのを少なからず認めたわけですから、途中でやめるのですから、大学卒業の資格を与えようといふ言ひませんが、少なくとも高校二年生までの状態、中退といふ状態ではなくて、少なくとも高校卒業程度の学力はあるんだ、こういう認定を下す方法はいかがなものでしょうか。

○岸田副大臣 今御指摘がありましたように、飛び入学した者については高校中退の扱いとなるわ

けです。リスクがあるわけであり。ですから、まず基本的に、その受け入れ大学におきまして、責任を持って卒業をさせるような指導体制がしっかりしているということ、このことが重要だと思っております。まず、この体制を整えるよう省令等で求めることはしなければいけないと思っております。

しかし、その上で、今先生が御指摘されましたケース等につきまして、まず、学生が他の学部へ転学部することは可能であります。問題は、他大学へ進路変更をする場合にどうかということですが、これも法令上できるだけ可能とするように取り扱っていかねばいけないと思っておりますので、そのように取り扱う予定にしております。

そして、それ以外のケースとして、各種資格の取得要件について、法改正を要するものについては、本法案の附則で措置をして、こうしたさまざまな資格を取ることに不都合がないように最大限配慮しておりますが、一部高校卒業を厳格に要件としている資格があります。こうした資格につきましては、取得が今のままではできないということになりかねないわけでありまして、この部分につきまして、担当省庁と善処を求めべく検討していかねばいけない、この部分をしっかりとこれから検討課題として扱っていかねばいけないというふうに思っております。

○平野委員 高校中退ということになっちゃったから、少なくとも飛び級に入れるぐらいの能力を持った人ですよ。たまたま、大学二年生になったときに、私は別のところに行きたいんだ、あるいは大学じゃなくて別のところで仕事をしたいんだ、そこで能力を持ちたい。結局、そこで中退すると、大学にも入って中退したにもかかわらず、高校も中退になってしまう。これはやはり、極めて能力のある人を大学に上げるんですから、せめて高校を卒業しているという資格は与えたっておかしくない。与えられないということは、逆に、物すごく広がるから、そんなことをすると高校中

退ばかり出るから、そういうことは認めないということにもつながりかねないわけであり。したがって、ぜひ、そういう制度上の問題も、やはり高校卒業程度の資格を持つということで飛び級させるわけですから、少なくとも、その人が入学した以上は高校を卒業しているレベルにあるという認定を出すべきだと私は思いますが、いかがでしょうか。

○岸田副大臣 先生の問題意識、理解いたしました。ですから、先ほど申し上げましたさまざまなケースに対応できるよう、それぞれの対応をしっかりと充実することによって不都合が生じないように対応していきたいと思っております。

○平野委員 時間が参りましたから、これで終わりますが、いずれにいたしましても、飛び入学、今副大臣、政府からの答弁がございしますが、分野というのは、やはりある意味では制限すべき、少なくとも専修学校、短大ですべてに広げることについては、極めて大混乱を起こすということでも時期尚早である、こういうことを強く申し上げ、この法律の修正を強く求めるものでございます。

以上でございます。

○高市委員長 山元勉君。

○山元委員 民主党の山元勉でございます。

質問に入る前に、岸田副大臣に一言だけ申し上げておきたいんですが、今の答弁を聞いていて、私は、六月の五日にここで質問させていただいて、この法案は極めて中教審答申を軽視するものだということを重ねて申し上げたことが全然踏まえられていないというんですか、平成九年の中教審答申は、分野については数学、物理とする、分野の拡大については実施状況を踏まえて検討すべきだときっちり書いてある。千葉大学でその明くる年から始まった。今年四月、まだ学生は卒業していないんです。ですから、しっかりと検討して、実施状況を踏まえてという中教審答申の言葉を大事にする。年齢の引き下げについてもそうなんです。慎重に検討するということが中教審答申

に書いてあるわけですね。そのところを、やりました、こうなりますと、こうなりました、こうやりますとということがさっきからの答弁では一向に出てこないんです。

ですから、答弁は必要ないですけれども、もう一遍、この間の私の繰り返し返しての質問を思い返していただいて、私は大臣に、中教審答申と国民会議の報告とどっちを尊重するんですか、どちらが重いんですかということも申し上げました。ですから、ぜひそのところは、きょう私は質問するつもりはありませんから御答弁はよろしいが、五日のときには私は繰り返し返して申し上げたということだけでもう一遍思い出していただきたいということを申し上げて、質問に入りたいと思うんです。

私は、きょうは社会奉仕体験活動について質問をしたいと思うんですが、これは、学校教育法と社会教育法と両方ともに出ています。確認をしたんですが、これは、今まで私どもの同僚の委員も質問いたしましたが、改めてきっちり確認をしておきたいんです。

この十八条の二で、「教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特に社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。」と書いてあるんです。その「努める」というのは、これは努力規定であって、義務規定とかあるいは強制にこれから入っていくということではないというふうにはつきりとしておきたいんですが、いかがですか、大臣。

○遠山国務大臣 委員御指摘のとおり、これは義務づけでございます。で、「努める」とは法文にも書いてございませんで、活動の重要性から、これを充実することを義務づけではなくて努力をしてもいいという趣旨でございます。

私もどしましては、児童生徒の発達段階あるいは自発性に配慮したり、地域の実情に応じて多様な形でこういうことへの取り組みがなされていくことを期待しているところでございます。

○山元委員 最初のときの松沢委員の質問に対して、大臣は明確に今のようにお答えになつてい

る。社会教育法の中に定めることについては、そういう体験活動のための事務を教育委員会が行うべき事務だというふうには規定しているんだ、決して青少年に義務づけるものではない、強制するものではない、こういう答弁をしていらっしゃるんですね。

これは、国民会議の報告とは大分違うわけですね。私は、これは大臣の姿勢として立派だということに思っています。ですから、このところは、この法がどういうふうな、成立するかどうかわかりませんが、施行される場合には、きっちりとしたそういう法の精神というものをぜひ確認して指導をしていただきたいというふうに思います。

その中身ですけれども、来年度から学校五日制になって、指導要領が順次実施されて改訂されていくわけですから、例えば、特別活動における学校行事にかかわることとか、あるいは指導計画の作成と内容の取扱い、こういうものがずっと指導要領の中に規定されているわけですね。

そういうものを、例えば体験学習のことも書いてあるわけですから、もう一遍言いますと、特別活動における学校行事あるいは指導計画の作成と内容の取扱い、そういう項目があるけれども、この法はそのところを変えていく、記述を変えていく、あるいは中身を変えていくということとを意図しているものではない、そういうふうな解釈してよろしいでしょうか。

○岸田副大臣 特別活動の当該部分の事項につきましては、変更はないと理解しております。

○山元委員 今申し上げました、例えば指導計画の作成と内容の取扱いで、特に配慮するものというところ、こういう書き方がしてあるんです。今変えないとおっしゃいましたからそれでいいんですけれども、確認をしておきたいんですが、「学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や児童の発達段階などを考慮し、児童による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。」という書き方がしてあるんですね。そういう計

画を立てること。そしてその中に、学校行事のところで、特に書いてあるんですが、「実施に当たっては、幼児、高齢者、障害のある人々などの触れ合い、自然体験や社会体験などを充実するよう工夫すること。」こう書いてあるわけですね。そして、その計画をつくるときには、勤労のたつとさや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動など社会奉仕の精神を涵養する体験が得られるような活動を組み込むこと、こういうふうに書いてあるわけですね。

そうすると、今申し上げました指導要領を変えないということになれば、今まで学校が努力をしてきた、そういうハンディを持った人々と触れ合う、あるいはそれぞれの地域の実態に合わせて学校が工夫をする、こういうことが大事なんだという精神も変わらない、こう考えてよろしいですね。

○岸田副大臣 そのとおりでございます。変わりません。

○山元委員 そこで、問題の社会奉仕という言葉です。社会奉仕体験活動というのは指導要領の中にもあるのですが、勤労生産・奉仕的行事、このところでボランティアなどという言葉が出てきてあるのです。ボランティア活動など社会奉仕の精神を涵養する、先ほど言いました。ボランティアなど社会奉仕、こういう言葉が使っているわけですね。そのところがつながった、ボランティアなどと社会奉仕ということは、一緒になってここへ出てきておる。

だから、私は、法律の中で、今書いてあるような社会奉仕体験活動というのを強調するのではなく、例えばボランティア活動など体験学習活動、こういうふうにするれば、すつと心の中に入ってくる。現に指導要領の中にあるわけですから、ボランティア活動など体験活動という規定の仕方をする、人々の心につくと、先ほど言いましたような弱い立場、ハンディを持った人々も含めて、ああそうだ、ボランティア、今だんだんと国民の中で広がってきた言葉、考え方です。それを

すつと入っていくようにするとすれば、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、そういう表現にした方が、学校の指導、この指導要領の面からいっても、すつと入っていくのではないかと思うんですが、大臣、どうですか。

○遠山国務大臣 今の御意見も、一つ御意見と承りますけれども、従来から、学習指導要領におきまして社会奉仕の精神を涵養する体験を得られるような活動という用語を使っております。学校現場におきましては社会奉仕という用語が定まっております。

今回、平成十年の学習指導要領からはボランティア活動という用語を用いておりますけれども、これは社会奉仕の精神を涵養する体験が得られるような活動の例示として用いられているのでありまして、今回は、より広い概念の方の社会奉仕という用語を引き続き使っていくということでございますが、そういう規定を重視して法案となつていようなわけでございます。

したがって、ボランティア活動も包含される、そういう概念として社会奉仕という用語を使っているところでございます。

○山元委員 学校教育法を変えるのです。その学校教育法の下にと言つたらおかしいですけれども、指導要領があるわけですね。ですから、指導要領が今現在、ボランティアなど社会奉仕活動というふうに書いてある、そのことを学校の現場でも既に、何とかして特別活動の中にそういうものを入れなきゃならぬ、入れることが大事なんだという理解も広がっているし、実践も広がっているわけですね。

ですから、そういう今の指導要領を、先ほど副大臣は変えないということを繰り返す端的におつしやる。変えないとすれば、私は、指導要領に使っている言葉をきちつと使うことが現場の皆さんには一番わかりやすい。あるいは、社会一般にもやはりボランティア活動など社会奉仕活動が大事ですよということ、今、大臣はひっくり返しておつした、含まれるとおつしたければ

ども、そういうものも含めて、社会奉仕という今の指導要領の、しつこいですが、そのところはなぜいふかぬのですか。

○岸田副大臣 学校におきまして、児童生徒がボランティア活動について学んだりあるいは体験したりしてボランティア精神を養い、あるいは将来、社会人としてボランティア活動に積極的に参加していく意欲とかあるいは態度を養っていくこと、こういったことは大変重要だということふうに思っております。

こうした活動というのは社会奉仕の精神を涵養する体験が得られるような活動の一環として行われるものでありまして、そういった意味で、改正案におきましては、ボランティア活動という用語より、より広い概念であります社会奉仕体験活動という用語を用いたわけであります。

そして、なお、学校におきましては、ボランティア活動のみならず、特別活動の学級活動ですとか児童会ですとか生徒会活動、あるいは学校行事全体の中で自主的な実践的な活動が助長されるというふうな考えております。

そういうことも含めて、社会奉仕体験活動という用語を使った次第でございます。

○山元委員 この奉仕については、例えばラオスとかカンボジアとかタイ、どんどんと自立のための支援に出ていっている人、奉仕活動で行っている、ボランティアで行っている、どっちの方が、行っている人が本当に、熱帯の病気を自分で克服しながらでもやっているのは、これは奉仕だ、奉仕だとは言っていないですよ。一般的に、やはり自主的で実践的なボランティアなんだというふうに考えるから、だんだんと日本人もボランティアという概念が入ってきて、広がっている。これは奉仕活動だ、奉仕しているのだというような言葉は使わないですよ。

ですから、そういう価値観というのが新しくどんどん広がっていくときに、こういう社会奉仕体験活動というようにものをがちと書くことについては好ましくない。できたら、指導要領に

書いてあるようなそういう言葉に変えていただきたいというふうに思います。これは検討してください。

次に行きます。

そうすると、例えばこの間のこの委員会でもありましたけれども、そういう社会体験をしようと思うと、例によく出てくるのが兵庫県のトライやる・ウィークですね。この間も局長から出ていましたけれども、四億七千万とおっしゃったのですかね、兵庫だけで四億七千万の金を使って、大変なレポートも見ましたし、話も聞かせていただきました。けれども、兵庫の皆さんが、トライやる・ウィークをやるために四億七千万の金も使ったし、先生方が大変な努力をして計画を立てた。子供たちの希望を聞き、そして受け入れてくれるところを訪ねてお願いをして、そして安全にということも考えて、これでやろうというのには大変なエネルギーが要ったわけですね。

そこで、こういうふうな奉仕活動とかあるいは自然体験学習をどんどんと進めようということでは法改正されるわけですが、さあ、皆頑張りなさいよ、自治体頑張りなさいよ、先生頑張りなさいよということだけではいけない。文部科学省が予算の、お金のことと人のことはやはり真剣になって努力をしますという担保がなければ、かけ声だけ、絵にかいたもちになると思うんですが、そういう努力についてどう考えていらっしゃるんですか。

○岸田副大臣 今の先生からお話がありましたように、兵庫県、トライやる・ウィーク事業等の例を見ましても、やはり生徒の希望、自発性に配慮した取り組み、これは重要なことだと思っております。

しかし、こうした取り組みの結果、どのような授業を行うのか、どのような体験活動を行うのか、これはそれぞれの学校現場の判断にゆだねるということでもあります。そして、その経費につきましては、通常は、こうした体験活動の実施、通常の学校教育活動と同様、設置者及び児童生徒、

保護者において負担されるべきものであります。しかし、そうしたさまざまな工夫によっていろいろな活動が行われるということになりますと、通常の教育活動より多く支出負担が必要になるということ、これもまた予想されるところであります。

ですから、そういったところは、各都道府県の取り組み状況あるいはその予算措置等を参考にしながら、支援措置は検討していかなければいけないという意識であります。

具体的には、平成十三年度に実施します学校と地域を通じた奉仕活動推進事業等の結果、あるいは中教審におきまして青少年の奉仕活動、体験活動の推進方策等についての審議結果、こういったものを踏まえながら、各地域における推進協議会の設置等推進体制の整備や、学校における活動実施への支援策、こういったものを検討していかなければいけないというふうに思っております。

○山元委員 絵にかいたもちと言いましたけれども、私は、こう言っているけれども、奉仕とかボランティアについて一概に否定しているわけではない。

ですから、そういう活動を本当に子供たちに体験させようとする、今申し上げましたようなお金が随分要るし、前の三月に私も提案者の一人であった三十人学級もできて、例えば三十人の子供を地域へ頼みますよというのと、四十人頼みますよというのとは、これは大変な違いがあるわけでしょう。ですから、やはり本腰を入れた人の配置と、そういう予算については、これから、今審議中だと言っていますが、それだったら少し進むだろう、少しというのはいかぬかもしれないけれども、進むだろうということがわかるような支援の方策をぜひ考えていただきたい、実現をさせていただきたいというふうにお願いを申し上げておきたいと思っております。

それからもう一つですが、時間がないのですが、これはこの間私も申し上げましたが、高校の通学区の拡大の問題です。

現在ある五十条を削除してしまうんだ、現にある五十条、これは今さら言う必要はないと思いますが、都道府県が決めることと書いてあるわけですが、それを削除してしまつて、ぱつとなくなるから定められていないんだから、決めなくてもいいという極端な話になる。実際、この削除は、学区を定めなくてもいいというのか、あるいはどういう定め方でもいいですよという責任を放棄するものなのかどうか、私は大変この間の質問でも危惧をしたわけです。

前のときに大臣は、失礼な言い方だけれども、おかしな答弁をしていらつしやるんですね。前半では、五十条を削除したのは、五十条の規定がありますと都道府県ないし市町村は複数の学区をつくらなくてはならないですね、だから、学区を定めるといふものから、それをやめるんだ、一学区でもよろしいですよと。ちよつとわからぬ。各都道府県の委員会が定めるとなつてあつた学区が、複数の定めよと書いてもいない、これをやめにしたら一学区でもいいということにもならないんですけれども。そして、最後のところで少しきちつとしたお答えがあるんですね。

もう一遍、改めてこの五十条の削除というのは何を意図しているのか、教育的に何を配慮しているのか、おつしやつてください。

○遠山国務大臣 確かに、先般の御説明は否足らずだったかもしれません。

今回の改正は、公立高等学校の通学区の設定について各教育委員会の判断にゆだねることをその趣旨とするものであります。そのことが全県一学区にするというようになっておりますとか、あるいは学区を拡大するということを意図するものではないわけです。

ちよつとこの背景についてこの機会に御説明いたしますが、平成十二年十二月に政府の規制改革委員会が「規制改革についての見解」を取りまとめたわけでございますけれども、そのときに、公立高等学校の通学区域について、第五十条を見直して、その設定等を設置者である都道府県などの

自主的な判断にゆだねるべきであるという指摘がされたわけでございます。

一方で、最近、各都道府県におきましては、生徒の多様な学習ニーズに対応して、単位制高校でありますとか、あるいは総合学科など、特色ある学校、学科などの設置が進んでおりまして、これに伴つて多様な通学区域が設定されるようになってきている状況でございます。

これらを踏まえて、今後は地域の事情などを適切に反映させながら、通学区域を設定するか否か、またどのように設定するかについて、各都道府県、各教育委員会の判断にゆだねることが望ましいということから、わざわざ五十条を置いておくのではなくて、削除をするということで改正案とさせていただきます。

○山元委員 地域の実情に応じた、あるいは高校教育の実情に応じた学区を設定していく、それは都道府県にゆだねる、そういう改正にすればいいじゃないですか。五十条がすばつとなくなつて、都道府県が定めると書いてあつたのがなくなつて、そうすると、定めなくてもいいんだというところに、この間私は文部科学省の幹部の人に聞いたら、それはそうですとけろつとおつしやつたから、びつくり仰天しているわけです。

これは、やはり責任を持つてそういう設定をするんだ、学区を決めるんだということに明確にこの際していただきたいし、できたら条文についても修正を、五十条を修正して、今大臣がおつしやつたようなことをさちつと書き込むのであれば、私はわかると思うんですね、高校教育のありようというのは随分と変わつてきていますから。

ただ、一学区にするとか拡大するとか、そういうことをお思いではないということをおつしやいましたから、それはそれで私はいい。

そこで、この決め方です。大臣がおつしやるように都道府県が決めることすれば、どういう決め方をするか。校長さんがびゅうつと鉛筆引つ張つて、こことここにしようということではないだ

ろうというふうに思うんですね。そうすると、実際に地域の事情を、事情を十分把握して、そして適正に決めなければいけない。その適正というのはどういふことかというところ、やはり私は、文部科学省も使つた、地域に根差した教育、高等学校もそういうことだというふうに思うんですね。けれども、学校評議員制度もできてきて、住民の皆さんの意見を聞いて学校をつくつていこうという流れが出てきました。これはだんだんと本物にしていかなきゃならぬと思うんです、それが地方分権の時代の教育だというふうに思いますから。

そうすると、そういう教育委員会が決めるのはなしに、しっかりと保護者の皆さん、あるいは地域の皆さんにこの学区をどうしようか、どこからどこまでだという意見を聞いて、適切な判断をする、こういうシステムというのですか、さちつと聞きなさいよということと文部科学省としてこれから配慮される、指導されるというおつもりがあまりかどうかです。

○遠山国務大臣 どの教育委員会にとりましても、通学区の問題は大変重要なことであります。その判断をするには、きちんと生徒の進学動向でありますとか、あるいは高校の配置状況、それから保護者の要請など、地域の事情に応じて判断されることだと思ひますけれども、私どもも、今回の改正が成立いたしましたら、このことはきつちりと、それぞれがきちんと実情に合つた、あるいは保護者の意見などもきちんと聞いて実施してもらつて十分に指導してまいりたいと思ひます。

○山元委員 この学区の拡大というのは、よく言われます規制緩和だ。現に文部科学省がつくつた資料、ピラにはそう書いていますね、このことについて。教育の地方分権化だとか、あるいは地域に根差したと書いていない。規制緩和の一層の推進のためにこれを変えらるんだと書いてあるんです。

私は、規制緩和の流れが大きくなることは承知してはいますけれども、単に規制緩和という名で学

区を拡大してもいいんですよ、とやかく言います。と言っただけでは極めて非教育的というふうに思います。確かに、学区を拡大することによって特色ある学校がつくれる、うちの学校はこういう学校だからといって広く募集範囲を広げるとか、あるいは、子供の側からいうとそれぞれの選択の自由化、自由になる、このことはあるだろう。

けれども、大事なことはその反面のところですね。これは語弊があるかもしれませんが、私も教師でしたから、もう痛いほど経験をしていて、聞かせる学校の門前に住んでいる子が、中学を卒業してあの高校入りました、けれども家の前の学校には入れませんでした。空を見て泣く泣く三年間別の高校へ行くんですね。私の地域では、上りのJRに乗る子と下りのJRに乗る子がどうだこうだあるんです。これは現に学校間格差があるから、一流高がよく言われるように、ここは格差がある。それをなお広げるわけですよ、その危険性が一面あるわけです。ですから、そういう受験競争の激化と、そして学校間格差をつくることは、厳にこれは警戒をしなければならぬことだというふうに思うのです。

本当に私は三年間その子を見ていてかわいそうだった。人が自分の門前の学校に登校してくる。自分は遠いところへ行くのですから、この一流校へほかの子がわざわざと来る前に、ばあっと別の学校へ行かなければならなかった。そういうのを見ると、やはり自由化もいいし、あるいは特色ある学校づくりもいいけれども、きちっと、そういうことが起こらない最大限の配慮が要るだろうというふうに思うのですけれども、大臣、いかがですか。

○遠山国務大臣 恐らくそのことは各都道府県が通学区を定める場合に最も意を用いてくれるところだと思っておりますけれども、そのことの重要性、特に、今御指摘のように受験競争が激しくなるような形でこれが運用されないように、これは私もとしても、十分この改正の趣旨を徹底し

てまいりたいと思います。

○山元委員 今の大臣の御答弁で結構なのです。もしこれが成立して改正していくとすれば、地域にそれぞれいい学校をつくる配慮をすべきことは幾つかあるという中に、ぜひこのこともしっかりと入れておいていただきたい、お願いをしたいというふうに思います。

あと二分残ったのですけれども、次の問題に入る時間がもうありませんから終わりますけれども、ぜひ先ほどの奉仕活動も、地域の皆さんがあるいはそれぞれの自治体の皆さんが思い違いないように、先ほど大臣がおっしゃったような趣旨というのはやはり徹底していただきたい。私は、国民会議が義務化だということをほんとと上げられて袋だたきに遭われたのをよく見ています。マスコミの皆さんも、それはいいことがありましたが、そのことが違うのだというこの答弁がありましたから安心をしますけれども、ぜひそのことが今の学区の拡大の問題とあわせて指導されるように御要請を申し上げて、終わります。

○高市委員長 葉山峻君。

○葉山委員 御紹介いただきました葉山峻であります。

今回は三法案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びに学校教育法の一部を改正する法律案、そして社会教育法の一部を改正する法律案、いわゆる三法を質問することになりました。たまたま私は社会教育法の改正についてやらなければならないお話もあり、また、私も衆議院に出てくる前は二十四年間湖南の市長を務めておりまして、社会教育の委員の皆さんを初め多くの教育委員の方々と一緒に、地域の文化活動やその他の活動に従事した懐かしい思い出がありました。その体験等もあり、それではひとつ今回はこの社会教育法の改正について、その一部なりとも、二、三の問題について御質問を申し上げたいというふうに思っています、引き受けたようなわけでありませう。

まず最初に、社会教育法が施行されてから既に五十余年間経過をしております。社会教育法が制定された趣旨は、社会教育は、本来国民の間で行われる自主的、共同的な営みであることから、国及び地方公共団体はその自由と自主性を尊重して、国民生活のあらゆる面でそれが奨励すべき事項としてうたわれていることと、そのための条件整備としての施策を実施するというふうな理解しておりますが、それでいいのかどうか、簡単にお答えいただきたいと思っております。

○岸田副大臣 社会教育法第三条におきましては、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務として、「すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない」と規定しております。社会教育行政の基本的な任務は、住民の自主的な社会教育活動を尊重しつつ、それを奨励援助することにあるというふうに理解しております。

○葉山委員 そうだと思っております。社会教育は学校教育以上に個人の自発的な意思の尊重がされなければならない。というのは、そのことにより豊かな人間形成の育成を目指しているからであります。教育基本法も第七条で、社会教育の役割を奨励法として明確にしております。今回の改正によりまして、このことが変わるのか変わらないのか。

また、改正案の第三条は、配慮事項であり努力規定と理解しておりますが、それでよいのかどうか、お答えをいただきたい。

○岸田副大臣 まず、教育基本法第七条の趣旨は、社会教育が国民の間で自主的にかつ多様な形態で行われるよう国及び地方公共団体によって奨励されなければならないというものでございませう。このような基本的な考え方は、今回の改正においても変わるものではないというふうに考えております。

それから、先生、もう一つの御質問は、この三法案につきまして、義務化かどうかという御質問

だったのでしょうか。済みません、ちよつと確認をさせていただきますか。二問目の御質問でございませう。

○葉山委員 親は子供を監護、教育する義務を負っております。したがって、家庭において親が行う教育は、最も自然な営みであり、人間形成の基礎的部分を担うなど、人間的な教育として重要な役割を持つております。そして、社会教育法の趣旨からも、家庭教育の基本は家庭の自律的保障が極めて重要である。したがって、法案改正に当たっては、前回も何か大分、パンフレットをつくって無料で配るといふようなお話もいただきました。そのときに私は、どうも官が一人一人の家庭にそこまで入っていくのはいかに余りなじまないのではないかな、話を伺ってそう感じておたわけでありませう。すべて、国や地方の官側が口を出すような官製家庭教育に陥る可能性は、努めて排除しなければならぬというふうに私個人としては思っております。文部科学省の家庭教育に関する考え方はいかがでしょうか、伺いたいと思っております。

○遠山国務大臣 まさに、家庭におきます教育といひますものはそれぞれの家庭の責任において実施されるものでありまして、各家庭の価値観あるいはそのスタイルに基づいて行われるべきであり、またそのことが豊かな社会人の育成に資するわけでございます。その考えはまことにそのとおりでございます。しかしながら、今のいろいろな家庭をめぐる状況から、行政に対しても何らかの支援をという声が非常に強いわけでございまして、そのために、行政の役割というものは、家庭教育力の充実に助けていく、そういう姿勢で行われており、また今後もそうでなくてはならないと思っております。

したがって、今手帳の話も出ましたし、いろいろな手だてを考えておりますけれども、それは、親が子育てに関して悩みを持っている、あるいは不安を持っている、そういうふうなときにどう対応したらいいかということについてのアドバ

イスをするわけでごいまして、決してそれが、それぞれの家庭はかくあるべしというようなことを強制的に意図するようなものではないということとは、もう委員十分御理解いただけたらと思うっております。

このような考え方に立ちまして、今回の社会教育法改正は、教育委員会の事務として、市民の要望がある、そういう家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設などの事務を明記いたしまして、各教育委員会における家庭教育の充実のための一層の支援ないしアドバイス、そういうものを充実していこうとするものでございます。

○葉山委員 子供の育ちにとつて家庭の果たす役割が大きいことは申すまでもございせん。しかし、こうした状況にあるだけに、これまで以上に個々の家庭に、例えば精神訓話的に自覚を促して責任を押しつけることが、その責任を負い切れな親たちをさらに追い詰めることを非常に危惧しております。

また、子供が事件を起こすのは家庭のしつけの責任だなどという世論の高まりが、事件を起こしてしまつた家庭の親を孤立化させ、そうでない親たちも含め、我が子のしつけに悩み、不安を抱く親たちの分断につながり、問題状況の解決にはならないのではないかというふうに感じております。

今社会に求められているのは、家庭のあり方の多様性を認め合い、親たちが子育てをキーワードにしてのネットワークをつくっていくことであり、その社会的支援であります。企業も、男女の性別役割分業的な風土を改めて、男女ともに子育てをしながらかけるような条件整備、支援をすべきであると思ひます。

具体的には、子育て不安、孤立が深まり、児童虐待がふえ、心に負った傷は、人間不信などに陥り人間形成にとつて悪影響を与えている。児童虐待防止法が成立したけれども、連日のように悲しい児童虐待のニュースが流されております。こ

した事態から、行政が家庭を支援する内容は子育て支援を中心に進めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

そして、この子育て支援は今全国で展開されていますが、子育てを終了した皆さんの知恵や助けをかりたり、NPOなども含めた市民レベルのネットワークを充実させることが必要だと思いますけれども、文部科学省がこれまで取り組んできた施策や事業はどうなっておりますか。

以上について。
○池坊大臣政務官 昨年の今ごろは、私は児童虐待防止法の成立に全力投球いたしておりましたけれども、毎日のように児童虐待されております子供たちの暗い不幸なニュースを目にいたしますたびに、胸を痛めております。

私も、子育て支援というのは大変大切なことだと思ひます。先ほど委員がおっしゃいましたように、お母様方は、核家族の中で、さまざまな悩みがありながら子供と二人だけで狭い壁と向かい合つて、どうしていいかわからないという状況でございます。ですから、私も厚生労働省と連携をとりながら、例えば、先ほどお話が出ておりましたけれども、親が自信を持って子育てを行うためのヒント、ヒントしか与えることはできませんけれども、家庭教育手帳また家庭教育ノートの作成、配付、これが隔々まで配付できるような工夫もこれから一層していきたいと思ひております。

それからまた、子育ての悩みを聞いてもらう手がいないというのが一番の問題ではないかと私は思つておりますので、電話相談の二十四時間のネットワーク、また、子育てサポーターと申しまして、これは平成十二年度では千四百四十人の配置等を行つております。

また、先ほどおっしゃいましたように、私のように子育てを終わつた人間の知恵をかりることが大変大切だというふうに思つておりますので、これからも、そういうNPO等々の方々の力をかりることができるような体制づくりに努めてまい

りたいと思つております。

また、公民館等では、家庭教育学習の拠点となるように私も推進をいたしておりましたが、八年度では八千二百八十件の講座等をいたしました。ことしはそれが倍増できるように頑張つていきたいというふうに思つております。

○葉山委員 池坊さん、いろいろ頑張つていただきたいと思ひます。

今の子供や教育をめぐるさまざまな問題は、家庭教育力や地域の教育力が喪失したことが指摘されてきて、特に一九八〇年ごろから子供の社会的力の欠如が問題になりまして、依然として、今日においてもこのことが大きな課題になっております。子供が小さいときから、社会性を培うよう、家庭教育を個人だけに任せず、地域の遊び場や児童公園の設置を整備するとともに、人と人、人と自然とが触れ合うことができるよう、教育的なものとして支援体制を図ることが重要ではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○池坊大臣政務官 公園は、母と子、またいろいろな友人と触れ合う大切な場だと思いますので、公園の整備は国土交通省と連携をとりながらいい整備をしていただきたいと思ひますし、文部科学省といつたしましては、人と人、人と自然との触れ合いといつたしましては大変大切と思つておりますので、そのような施策においては、地域で子供を育てる環境を整備し、親と子供たちの活動を振興する体制を整備するということを目指しまして、全国子どもプランの推進をいたしております。

また、地域の教育力の再生を図るため、今少子化になつて学校で要らない教室ができてまいりましたので、そこを地域ふれあい交流センターと位置づけまして、そこで、高齢者の方また若い方、いろいろな世代の方々が子供を中心としてみんなで遊んだり触れ合うということを大切にしております。

それからまた、子どもゆめ基金というのは、スポーツだとか読書とかそういうことをやつてい

たり合いながら、私は、人と人、人と自然と子供が触れ合うことの大切さを推進していきたいと思つております。

○葉山委員 地教委が開設する家庭教育に関する講座はどういう内容を想定しておるのですか。教育改革国民会議の報告を踏まえた内容で行われるとすれば問題でございませう。

例えば国民会議中間報告第一分科会報告、「日本人へ」という記述がなされておりますが、余り評判がよくないですね。「母は」とか、「父が」と、性別役割分担を想定している。こうした考えを前提とするならやはり問題になるのじゃないか。今日の家庭の現実を理解しておらず、良妻賢母養成の復活につながる危険性もございませう。

現在、政府は、男女共同参画型社会をつくるというところで、基本法などを踏まえて、性別役割が固定化しないよう施策を進めておりますが、内容をどう考えているか。

また、支援事業、講座等の内容指針を、地方分権の趣旨に基づきまして地方自治体の判断にゆだね、支援事業も法の趣旨から内容を子育てを中心に行えるようにすべきじゃないか、この点についてお答えをいただきたい。

○岸田副大臣 男女共同参画社会を形成することは大変重要な課題でありまして、こうした社会の実現に向けて教育の果たす役割は大変大きいものというふうに認識しております。

文部科学省としましては、昨年十二月に策定されました男女共同参画基本計画に沿つて関係施策を推進するとともに、都道府県、教育委員会等を通じて、関係機関、団体に同計画の趣旨を周知しているところであります。そして、この計画の中には、家庭生活への男女の共同参画の促進が盛り込まれておりまして、文部科学省としましては、フォーラムや職場内での家庭教育に関する講座等を通じて父親の家庭教育参加の支援促進、こういったことを図つていこうと思ひます。

また、乳幼児や小学生の子供を持つ親に配付している家庭教育手帳あるいは家庭教育ノートに

平成十三年六月八日

おいては、夫婦が一致協力して子育てをすることなどを盛り込んでおるところでございます。引き続きまして、教育委員会が開設する家庭教育に関する講座の内容、これは男女共同参画の趣旨を踏まえたものとなるように期待し、そしてそのように指導していかねばいけないと考えております。

もう一問につきましては、池坊政務官からお答えをさせていただきます。

○池坊大臣政務官 講座の内容というのは、地方自治体が主として、自分たちのいろいろな工夫をしながら創意工夫の中でやるべきだというふうに私は考えております。

やはり北海道には北海道の子育てのいろいろなネットワークやいろいろな特色があると思いますし、また、沖縄は北海道とは違ういろいろな子育てのやり方があって当然だというふうに思っておりますので、地方がそれぞれの特徴を出して講座あるいはネットワークをつくってほしいというふうに思っております。

厚生労働省といたしましては母子保健部局というものがございまして。私たち文部科学省は、それと連携をとりまして、さまざまな講座とか、あるいは作成いたしました資料の配付などを行っております。これからもそういうことを積極的にしてまいりたいと思っております。

○葉山委員 先ほど山元議員からも御指摘がありました。第五号第十二号の、青少年に対する社会奉仕体験活動、自然体験活動等の機会提供と事業の実施及び奨励について御質問を申し上げます。

教育改革を推進するためには、学校、地域、家庭の連携が一層必要であります。しかし、だからといって、日常生活に隔々まで行政が全面的に介入することは、制定当時の立法趣旨に反するし、管理社会につながるおそれがあります。

子供たちによる暴力や犯罪の頻発、モラルの低下が大きな社会問題になっており、子供たちが、多くのの人たちとの出会い、体験が少なくないことか

ら、人間関係が希薄になっております。そして、奉仕活動の義務化が強く唱えられておりますが、この社会教育法の趣旨、奨励法の性質などから、先ほどから再三問題になっております義務化、強制にはつながらないというように理解しておりますが、しつこいようですが、それでいいのかということでもあります。

ボランティアと自然体験活動という御提案もありましたが、やはりこの問題は今回の中でも一つ大きな問題であります。ともあれ、本人の自発性を抜きにしてはこの奉仕活動というのはあり得ないわけでありまして、ボランティア活動は何よりも市民の参加を必要とおるわけでありまして、その活動、特に子供の人権の観点から、過ちのないようしっかりと進めていただきたというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○岸田副大臣 今先生おっしゃったとおり、今回の法改正は、青少年に対して体験活動を行うことを義務づけるものではございません。青少年に対してさまざまな体験活動の場を提供し、そしてそれらを青少年や保護者がみずから選択できるように環境を整備していくこと、このことが重要だというふうに考えております。

○葉山委員 他の法案についても私は申し上げたいことが多々ございまして、今までも相当問題になってきておりますので、どうか、生き生きとした教育が学校の現場で見られるような教育を進めていただきたいというふうに思っています。

恥ずかしいようですが、青春時代に読んだフランスの詩人の言葉が私は大好きであります。「教えるとは希望を語ること。学ぶとは誠実を胸に刻むこと」という一節がございまして、教育と云うのはあくまでも希望を語り続けることであり、そして学ぶとは、その誠、誠実さを自分の胸に刻みつけていくことだというこの詩の教えるところは真実であるというふうに思っております。どうか、明るい生き生きとした子供たちの教育のために一層前進されることを期待しつつ、質問

を終わります。

○高市委員長 この際、暫時休憩いたします。

正午休憩

午後二時六分開議

○高市委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

再開に当たりまして、もう皆様も御存じかと思いますが、けさ、大阪教育大学教育学部附属池田小学校におきまして、大変むごたらしい事件が発生をいたしました。心を痛めております。委員の皆様とともに、被害に遭われた方々へのお見舞いの意を表したいと思います。

質疑を続行いたします。都築議員。

○都築委員 自由党の都築議員です。

今委員長からお話ございましたが、きょうの午前中、大阪池田市の大阪教育大学附属池田小学校で、大変残念というか、本当に悲しむべき事件が起こり、児童四人が亡くなり、二十五人がけがをしたというふうなニュースが入ってまいりました。お亡くなりになった子供さんたちには本当に、まことに心からお悔やみを申し上げます。そしてまた、事件に巻き込まれた皆様方にも心からお見舞いを申し上げます。

今、心の教育、あるいはまた心の豊かな人間をどう育てるか、そういったことで教育改革三法がこの委員会でも審議をされているさなかに起こった事件でありまして、しかも、全く関係のない子供たち、何の罪もとがもない子供たち、そして、最も安全と思われる、健やかに育つことが期待される学校という場所、これほど残忍な事件が起こったというのは、本当に悲しむべきことだろうと思っております。既に政府は対策本部を設置されたというふうに聞いておりますが、現在まで、この被害の状況あるいは背景など、おわかりになったところをちょっと御報告いただけますでしょうか。

あわせてまた、学校の安全の対策、今後の対策

もございまして、当面の対策、そしてまた、被害に遭った子供はもういなくなってしまいましたが、包丁で子供たちが刺されるなんていう大変残忍な場面を見た子供たちのショックは本当にはかり知れないものがあるわけでありまして、心のケアの問題、こういった問題についてどう取り組まれているのか、そこを、大臣、ちょっとお聞かせください。

○遠山国務大臣 ちょうど、私も午前中、これからの学校をよくするためにどうしたらいいかということと真剣に討議しておりましたときに、あのような事件が起きました。私としても、大変心を痛めておりますし、今、沈痛な思いでございます。

その後、当省といたしましては、岸田副大臣をトップとしまして、対策本部を直ちに設けまして、第一回の会合も開きました。

それで、委員の御指摘でございますので、この機会に、大変恐縮でございますが、お時間をおかりしまして、大臣談話を発表させていただきますと思います。

この度の事件は、あまりにも痛ましく、決して許されない出来事でございます。

まずもって、今回被害にあわれた児童のみなさん、けがをされた方々に対し、心からのご冥福とお見舞いを申し上げます。

子どもたちが安心して学べる場であるはずの学校で、このような多数の児童や教員が犠牲となる事件が起きたことは、誠に残念であり、二度と繰り返されてはならず、関係者が全力で再発を防ぐ必要があります。

我が省としては、平成十二年一月に「幼児児童生徒の安全確保についての点検項目」を取りまとめ、各学校及び教育委員会に対し、学校の安全管理のための方策を講じていただいているところですが、この際、改めて、緊急の再点検をお願いいたします。

また、保護者やPTAをはじめ地域の関係団体の方々におかれても、幼児児童生徒の安全確

保について、地域ぐるみで取り組んでいただくようお願いいたします。

最近、大人社会において、残虐な事件が頻発している風潮がみられ、学校だけでは対応できない事態に鑑み、社会全体でこうした卑劣な行為を断じて許さないと、の思いを共有していただきたいと、この機会に強く訴えたいと思います。

これが大臣談話でございます。

本部の活動状況及び学校の安全対策、そして心のケアの問題については、副大臣から答弁させていただきます。

○岸田副大臣 今回の事件を受けて、文部科学省におきましても対策本部を立ち上げまして、私自身、大臣から本部長の命を受けまして、本日より一時に会合を開き、この本部としての対応をスタートさせていただきます。

その際に、今回の事件、あつてはならない事件でありますし、大変残念のきわみであります。改めて、亡くなられた児童の方の御冥福を祈り、家族にお悔やみを申し上げ、そしてけがをされた皆さん方にお見舞いを申し上げます。我々は、やはりこの問題の深刻さ、この事件の重み、こういったものをしっかりと受けとめて、こうした重みを共有しながら全力で当たらなければいけない、本部のメンバーに対して、そういった思いを申し上げさせていただきます。

その上で、まず第一にやるべきこととして事態の把握、情報の収集ということ、午前中、この一報が入ったと同時に、高等教育局の係長を現地に派遣したわけでありまして、加えて、池坊大臣政務官を現地に派遣して、より一層情報収集に努めるということを確認した上で、安全対策につきましても、今大臣の方からお話がございましたが、二年前の安全対策に関する通知、さまざまな項目を設けて徹底をしたわけでありまして、この徹底が本小学校におきましてどうだったか、そして、加えて、全国の学校においてどうなのか、これをしっかりと再点検することを指示したところ

であります。

そして、心のケアとしましては、今回の事件は国立大学の小学校において発生いたしました。近隣の国立大学においては、こうした心のケアの専門家が多数存在するというところでありますので、国立大学のこうした心のケアの専門家、スタッフを動員して、この池田小学校における児童の不安、心のケアに対応するべきだと考えまして、まず、その専門家の動員、いつどのような形でできるのか、すぐ確認をするようにと指示を出したところであります。

本日の一時的な会議ではそういった指示を出したところでありまして、また、この問題、大変大きな深刻な問題を含んでいると思います。今後、広い意味での心のケアも引き続きやっていかなくてはならない、そんな問題意識を持っておりまして、このあたりも、情報収集とあわせていろいろ検討していくことが必要だという認識でございます。

○都築委員 ありがとうございます。ぜひ、本当にしっかりとした対応をとっていただくといい、お願いを申し上げます。

そして、同時に、今回教育改革三法案ということで、子供たちが本場に伸びやかに、健やかに育つようにと、そしてまた、社会のルールといったものもしっかりと学んでいけるようにということでの取り組み、審議をしておるわけでありまして、昔、といっても、私自身もそうでございますが、やはり小学校のころなんというのは本場に思いつく場所として、大きくなってからも時々近くを通ればふつと立ち寄りたくなるような、そういう場所であったであろうに、どうも、きょうの事件もそうでございますが、去年たしか京都の方で起こりましたあの事件も、学校とかそういったものに対する反発とかそういったものがある。そういったことも真剣に考えて、この教育改革というものに取り組んでいかなければいけないのではな

いのか、このこと、つくづく思った次第であります。

それでは、三法案の各項目について、また質問をさせていただきます。

きょうは、私は、飛び入学の問題、先々日、さらにその前の二日間続けて、社会奉仕体験、自然体験など体験活動のあり方について見解をただしてまいりましたが、今回大きく議論になっておりますもう一つのテーマが、飛び入学を認める、こういうことでございました。そして、この飛び入学の問題について、やはりいろいろな考え方の中で論点として出てきておりますのが、子供たち、高校の教育の現場を相当混乱させるのではないかと、青田買いのようなものになるのではないかと、こんな話があったわけでありまして。

私自身も、本当におかしいな、こんなことではないのだからかというふうに思っておったのであります。きょうの午前中の質疑を聞いておりますと、実は、いや、一つの大きなアイデアなのかなというふうにも思ったわけでありまして。

と申しますのは、今回の仕組み、また後ほど具体的に私が問題と考えるところを指摘し、お答えをいただきたいと思いますが、例えば、今の教育制度では、六・三・三・四と言われるようなこの教育制度では、若い優秀な方たちの才能がつぶれていってしまう、あるいはもう伸びていかないんだ、そういう仕組みだと政府、文部科学省は認識をしているからこそ、こういう飛び入学といったものを、対象分野を広げ、受け入れ大学も大幅に認めるような形で考えてきたのかなと。

ということは、今の学校教育制度の問題、かねてから指摘されておりました受験偏重教育、こういったものを改めるんだ、改めるんだと言いが、その抜本改革がなかなかできなかった。しかし、今回は、入学試験というもので受験入試競争が起る、だから、そういったものを、もし飛び入学という形で、優秀な才能がある、すぐれた資質があるということで、みんな大学と高校の生徒が一对一の取組みたいなことをやってみよう、入られていくというのを、人数をふやしてみよう、入らなければならぬ入試ではなくて推薦という形で、この受験偏重教育といったものを抜本的に壊していこうという考え方を文部科学省が持っておられるのか。

で、この受験偏重教育といったものを抜本的に壊していこうという考え方を文部科学省が持っておられるのか。

そういった受験偏重教育の問題は、多くの科目を生徒たちに学ばせ、そしてまた、その中から相当数の科目を受験科目として指定することで、これも一つは全人的な教育、いろいろな分野に対して目を見開く、あるいは知識を身につける、そういったことでも意味はありますが、むしろ、本当に好きな科目だけしっかりとやって、そして好きな人生を生きていけばいいんだ、こういう発想で教育も改革しようというふうに思っている文部科学省は提案されたのかなと思うと、本当に革命的な改革案ではないのかなという気が実はしてしまうのであります。

ちよつとこの点は、余りにも大きな問題でありまして、最後のところでまた時間があればお答えをいただきたいと思うのであります。

具体的に少しづつ聞いてまいりますと、まず第一点は、受け入れ機関を短大や専門学校にも、そしてまた普通の大学でも、大学院教育の指導教官が充実しているとかそういった要件も外して、短大や専門学校にまで拡大していく理由というのは一体何なのか。

それから、対象分野をこれほど大きく拡大していく。例示として、例えばデザインとか、あるいはまた情報とか、さらにまた医学や薬学までどんどん拡大していくというふうなお考えだ、こう思うわけでありまして、そこら辺のところ、どういうふうにお考えになって、どういう理由でこういうことをやられるのか、聞かせていただきたいと思ひます。

○岸田副大臣 まず、受け入れ側の拡大の問題であります。

まず短期大学ですが、短期大学も、大学と同様、深く専門の学芸を教授、研究するということを目指しております。学校教育法第六十九条の二の第一項にこう規定されているわけでありまして、今回の受け入れ先の拡大においては、要は受

け入れるためのカリキュラムですとかあるいは体制、こうしたものが充実すれば、これは認めるべきだということにしたわけでありますが、短期大学も、今申し上げましたような目的を持つて以上、大学と区別をするということ、制度上扱いを異にするということは、制度上の不均衡になるのではないかと、これがまず一つあります。音楽とかデザイン等の才能を伸ばすことを考えた場合に、短期大学においても、カリキュラムですとかあるいは体制が充実していたならば、差をつける必要はないのではないかと、これがまず一つあります。

それから、専門学校においても、やはり昨今、例えばコンピュータ等において飛び入学の可能性あるいは必要性、これは大いにあるのではないかと、このあたりも、カリキュラム、体制の充実ということはいくらと条件としてつけないといけないわけでありますが、専門学校を外す必要性はないのではないかと認識を持っております。

それから、分野を拡大するという点についてであります。分野の拡大につきましては、現代社会におきまして、学問分野の複合化あるいは学際化、あるいは情報分野等新しい分野が次々と広がっている、こうした中において、特にすぐれた資質を発見し、さらに伸ばすということを考えた場合に、従来のように数学等に分野を限定しているのかという問題意識が出てまいります。

また、芸術やスポーツ等においても、もちろん学校の外でもこうした資質は伸ばすことができるわけでありますが、学校の場において伸ばす可能性も、道を開いてもいいのではないかと、このこと。さらには、大学と高校が連携することによってさまざまな取り組みが行われております。聴講生等を大学が受け入れる、こういった動きがあるわけですが、こういった取り組みの中には、情報とか芸術など、実際にそういった分野において取り組みが行われている、こういった実績もあります。こういったこと等を踏まえまして、可能性

を、機会を与えることは必要なのではないか、こんな問題意識で分野の拡大も考えたところでござります。

○都築委員 今のお話をお伺いしております。先ほど冒頭に私が申し上げたような、本主に教育制度の抜本改革をこの仕組みで培っていくの、かなあというふうな気がするわけでありまして。

ただ、今おっしゃったようなお話、後ほどまた申し上げたいと思いますが、数学とか物理というようなものは恐らく天賦の才能というものがあのかかなあと思うのですが、ほかの分野について、本主に明確に、はるかにすぐれた、日本でただ一人の傑出した才能だなどというものが、一体そんな若い時代からわかるのだろうか。仮に持っているとしても、そういったものはやはり自分で本主に努力しながら、他人の力も得ながらしっかりと培っていく、そういったことで花開いていく、そういった温室の、しかも黒々とした花壇の苗床の中に置いたら、あつという間になよなよとしたものになつてしまいかねないんじゃないのか、そんな感じがするわけでありまして、また、特に優秀な、すぐれた資質ということの判定基準も、以前からお聞きしていますと、どうもはつきりしないわけでありまして。

先ほど申し上げた数学とか天賦の才能、こういったものは、私の聞いたところでは千葉大学に数学で入った方たちは、国際の数学オリンピックとかコンクールというのがあるわけでありまして、そういったところで本主にトップで入賞したんですかというところ、いや、受けたことはないみたいです。そういったことを言っておるわけでありまして、一体どういふところで本主にその学生さんたちが選ばれたんだらうかということ、思いうわけでありまして。

特に優秀な資質、数学みたいに量的に把握できるものだったらいけれども、音楽あるいはまたスポーツ、デザイン、それから医者さんとか歯医者さん、こういったところも可能だということ

になると、お医者さんの才能が、高校のときに、うん、聴診器の当て方がうまいとか、そんなことで本主にわかるのだろうか。あるいは、生物の成績がいい、化学の成績がいい、ただそれだけのことでお医者さんの方に行く、あるいは歯医者さんの方に行く、そんなことがあるのだろうかという気がするわけでありまして。すぐれた資質の判定の基準というのを具体的にどうお考えになつていらっしゃるのか、お聞かせください。

○岸田副大臣 特にすぐれた資質というものの、特定の分野で他にぬきんでたすぐれた資質のことでありまして、総合化する思考力、構想力、斬新な発想や独創的な考えを提起する力などの点において極めて高い能力を有するなど、こういった才能であるというふうな理解しております。

これを判定するということの難しさ、これは先生おっしゃるとおりだということに思います。その判定をする際にどういった判定をするのかということでありまして、例えば千葉大学の例でいきますと、出願の際に、調査書ですとか、ホームルーム担任教諭及び理科の教科担当教諭の推薦状とか自己推薦書、こういったものを出させているわけでありまして。こういった書類を出させた上で、千葉大学でどういった形で判断しているかということになります。例えば、提出書類に記載された成績や実績、これはもちろんであります。例えば火星からなぜ水が失われたかということを考えるというふうな、思考力、ひらめきを問うような小論文を課すとか、あるいは実験的なセンスなどを問うために七時間かけて実験をさせてみるとか、あるいは小論文、実験について一時間かけて口頭試問を行う、こういったことをやっている。こういったことを通じまして、総合的に判断しているということでございます。

分野によりまして、これはさまざまだとは思いますが。おっしゃる通りに、判定はなかなか難しいとは思いますが、実際、こうした例も踏まえまして、さまざまな分野で特にすぐれた資質を伸ばしていくチャンスを広げていくよう努力をしていき

たいというふうな思っています。

○都築委員 きょうは時間が三十分しかありませんので、ちよつと手短かに質問し、またお答えもいただきしたいと思います。

今のお話、正直言ってよくわからないんです。数学とか物理だったらすういふたひらめきみたいなもの、そういったものがあるかもしれない。先ほど申し上げたいろいろな分野でそんなものが本主に具体的にできるのだろうか。ということは、もしできなければ、本主に不透明な、やみの中で入学が許可されるというふうな事態になつていくのではないのか。だから、一番心配なのは、逆に言うとう青田買ひの問題もござりますが、飛び入学の利用の生徒数とか大学の受け入れ機数の見込みがどれくらいになるかを見ておられるのか、簡単にちよつとご答えください。

○岸田副大臣 判定につきましては、各大学のそれぞれが工夫し、判断していくということになると思えます。その見込みにつきましては、これはこの制度に対して現在これだけのニーズがあるからこれに対応するというのであれば見込みというのは立つかと思えます。この制度の趣旨は、特にすぐれた資質を持つ学生が大きく伸びていく可能性を、チャンスを与えるというのがこの制度の趣旨であります。この制度をどれだけ大学が利用して門戸を開くのか、どれだけだけの学生がこれに応ずるのか、これによって数字が決まってくると思えます。今の段階で、今チャンスを開こうという段階で実際のだけの数字が見込めるかということ、判断することは難しいと思っております。

○都築委員 そういふことで本主に済むんだらうかという気がするわけでありまして。今までは千葉大がやっていたというところですが、東京大学、東京工業大学あるいは京都大学、こういったところは数学でも物理でもやっていたわけですね。そういったところが一番日本の物理学界あるいは数学界をリードしてきた大学じゃなかったんですか。なぜそういったところが今まで

やってこなかったのか。そして、今後やるつもりがあるのか。

それから、今お答えになった、どれぐらいの見込みになるかやってみなければわからないような状況と言いますが、実際に少な過ぎたらやれというふうに入部科学省は指導されるのか、多過ぎたらやめろというふうなことを言うことになるのか。そこら辺のところだつて方針をはっきりさせておかないと、一体どういう状況になってしまふのかわからない制度を仕込んでいくなんというところが、この立法院の行為として許されると思いませんか。

○岸田副大臣 今先生の方から、東大、東工大等の大学でやっていないではないか、あるいはこれからやる予定があるのかというような御質問をいただきました。

基本的に各大学の判断に任せている、自主的な判断に任せるんだということを申し上げているわけでありまして、要は、自主的な判断の根拠として、飛び入学を受け入れるカリキュラムあるいは体制が整っているか、こういった判断があるわけでありまして。

ですから、東京大学におきましては、入学者全員が教養学部に入属してリベラルアーツ教育を受けた後、三年次に進学する際に志望と成績によつて専門学部が決定されるという独自の教育制度をとっているわけでありまして。この制度の上では、飛び入学を円滑に受け入れるためには検討を要するというところで、東京大学では飛び入学は今まで採用していないわけでありまして。

そして、東京工業大学におきましても、現在行われている体制が飛び入学にあふさわしいかどうか、これを検討しなければいけないということ、現実には今行っていないわけでありまして。

かくのごとく、それぞれの大学で飛び入学を採用するかどうかは、各大学全体の教育体制あるいはカリキュラム、こういったものにおいてそれぞれの考え方を持っておられて、それが飛び入学にあふさわしいかどうか、びつたりくるかどうか、こ

のあたりの判断によるというふうに思いますので、最終的には、それぞれの判断になつてしまふのではないかとこのように思います。

ですから、そういった結果、多いか少ないかというところでありますが、これは、数を初めから文部科学省が指定をするというのはあふさわしいものではないのではないかとこのように思います。

ただし、自己点検、評価、その辺の実施状況、この辺を公表するとか、あるいは高校、大学関係者による連絡協議の場を通じてさまざまな意見を聞く等、適切な運用を確保しなければいけない、そういったことは努めていかなければいけないというふうに思っています。

○都築委員 今のお話を聞いておきますと、本日に、仕組みとしてもといつたものとして仕込んでいってしまいかねない。

例えば、私これは勝手な推測であります、飛び入学を千葉大学がやつたから四人だったのではないのか。むしろ、先ほど申し上げたように、今までのこの学界をリードしてきた東大とか京大とか東工大とか、こういったところがやつたのではないのか。本来、本日にすぐれた資質の人を育てなければいけない大学機関といつたところに行かなくて、逆に、別のところに回つてしまふ。もともとといつたものとして仕込むことをお考えになつておられるのかというのを不思議な思いで実は今聞いたわけでございます。

そしてもう一つ、実はもう時間がかなり短くなつてまいりましたが、こういったことを考えますと、昔の旧制中学の四年次修了で高等学校の入学試験を受ける、こういった仕組みのようなものをとお考えになつておられるのか。それは、先ほど申し上げたように、今の学校教育といったものを抜本的に根本から変えていこうという発想で、もつと好きな学科だけやつていければいい、こういう発想になるのかなというふうな感じもしないではないのです。

時間があとちょうど二分ということになりましたので、お答えを聞いておりますと時間がなくなつてしまふので、恐縮ですが、私の指摘したいことは、一つは、例えば専門学校の方に認めるといふことですが、学校教育法の施行規則第七十七条の五を改正しなければならぬということですから、この法律をいじつたからといつて成るわけではないわけですが、むしろ専門学校は専門学校として、各種学校の、高等学校修了者を受け入れる機関として、もつと実務的な、技術的な面をやるということであれば、それは何もそんな研究機関のような形で教えていく必要はないんじゃないか。直す必要はない、私はこんなふう思うわけでありまして。

それからもう一つ、こういった若い方たち、昔から、伏すこと久しければ飛ぶこと高しと言われるように、じつと地面で我慢して力を蓄えている時間が長いほど、実は後々になって大きく高く飛ぶことができるという事実もあるわけでありまして、早くからばんと引き上げてしまつてやること、一体それでいいんだらうか、才能を逆につぶすことになるんじゃないのか、こういう点。

それから、先ほど申し上げたように、選考過程が非常に不透明な、それこそ本日に何か裏口入学を公然化するような仕組みに実はなつてしまふのではないかとこのことを私は大変懸念するわけでありまして。

それからまた、規模が大きくなつてまいりますと今度は高校教育の混乱を引き起こすということ、かねてから各委員から指摘をされておりますが、混乱だけではなくて高校教育の否定ではないのか。何のために六・三・三という形をやつていくのか。本日に特に希有なすぐれた資質を持ったごく少数の人を何とかしようというんだつたら話はわかるけれども、これほど広範に認めていくということになったら、もう高校は三年は必要ないんだ、二年間や。それから、全人的な教育で、算数、国語、理科、社会、こういうような形でやつていけるけれども、好きな科目だけ一生懸命勉強している。それで、あなたは才能があると認め

られたら大学入試を受けずに行けるんだということになったら、高校教育そのものを否定することになるんじゃないか。

それからまた、不公平感といったものの、生徒の間でも、また受け入れた大学の側でも、なぜこの子だけ特別に手厚い講義が与えられ、施設の利用が認められるのか、そういった不公平感というものが出てくるのではないかと。

こういった点を指摘いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○高市委員長 児玉健次君。

○児玉委員 日本共産党の児玉健次です。私は、きょうの昼前に起きた大阪教育大学附属池田小学校における極めて痛ましい事件、亡くなられた方々に心から哀悼の言葉を贈ります。そして、負傷された皆さんの速やかな回復と、その方々に対して、同様お見舞いの言葉を贈ります。そして、文部科学省に対しては、速やかに適切で十分な対応措置をとっていただきたい、そのことを要望しておきます。

さて、きょうは、地教行法四十七条の二、子供に対する指導が不適切である教師と皆さんが提起されている問題について述べたいと思います。その後、時間があればさらに発展させたい。

この六月一日、本委員会では、私は教育という営みの特性について触れました。非常に多面性があり極めて高度である、そして集団的営みという性格が強い、その効果は年月を経て初めてあらわれる、こういったふうな指摘したのに対して、大臣は、会議録の未定稿によれば、今御指摘のような点というのはそういうことであろうと思ひますと答弁されました。そこを土台にして議論を進めたい。

現在、学校では、教師の孤立化の問題、職場における同僚性の喪失——大学を出て学校に赴任した若い教師がどうやって教師として生き生きとその力量を発揮するに至るか、その点については、先日、同僚である山内委員が御自身の経験を御紹

介なさいました。非常に私はそれを興味深くお聞きをした。そういったことが今、日本の学校、戦場で喪失している、こういう指摘がされています。

そのような状況の中で現在何が求められているか。教師が同僚とともにみずからの授業を示し合って、そして互いに批評し、支援し合う、こういう取り組み。お茶の水大学の勝野正章先生は、この五月に発刊された「教育」という専門誌の中で、子供を中心に教員も親も一緒に学び合い、育ち合っていく、そのような学校づくりが全国各地で進んでいることを紹介されて、このような努力の中から教師の力量が集団的に、全体的に生き生きと発揮されていることを紹介されています。

大臣は、このような努力をどのように受けとめていらっしゃるのか、お聞きしたい。

○遠山国務大臣 学校におきまして教育に十全の責任を持つのは教師でありまして、学校教育の成否はまさに教員にかかっているわけでありまして。そして、教員は全人格的な能力を発揮して子供に対応すべきと思っております。

今のお話でございますが、学校においては、多様な資質、能力を持つ個性豊かな人材によって構成される教員集団、これが校長のリーダーシップのもとに連携協力することによって、学校という組織全体として充実した教育活動を展開することが必要であります。

しかしながら、当然のことではあります。教員一人一人については、それぞれが児童生徒に対して適切に教育を行うことのできる資質、能力を有していることが求められているのは当然のことです。

○児玉委員 文字どおり、すぐれた集団的である。クラスで何人かの子供とある授業で対面しているときは、その教師は個として子供に対面しているかのごとくであるが、先ほど勝野先生の言葉を紹介したように、教師の力量が前進していく

めには、同僚の教師と一緒に切磋琢磨していく。そして、子供、親に学び、その人たちが一緒に努力をしていく、そういうことで教師の力量は前進する。

そのような教師を、集団的な営みのそこから切り離して、一人一人別々にして、しかも長年月ではなく、例えば一年という短い期間を単位にして、指導が不適切であるとかだれがどのようにして判断できるのか。判断するのとは私は聞いていないんじゃないんです。だれがどのようにして判断できるのか、この点、お答えください。

○遠山国務大臣 学校の教員のまとまりを構成する一人一人の教員の切磋琢磨というのは非常に大事でありまして、教員同士あるいは子供とのやりとり、あるいは周囲のいろいろな状況の中で自己を磨いていくというのは当然のことでありまして、そういうみずからの指導力を高める努力を進めることも大事であります。

このような角度から、文部科学省におきましては、教員の自主的な研修活動を奨励、支援するために、中央教育研究団体の研修活動を助成したり、あるいは平成十二年には、教員が休業して自発的に長期間大学院で学べる大学院修士休業制度を創設したところであります。また、学校教育への父母等の参加につきましては、各教育委員会や学校において、学校開放、授業公開あるいは特別非常勤講師等としての地域の方々の授業への活用等、開かれた学校づくりの取り組みが進められているところでもあります。

今のようなバックを持ちまして、それぞれの教員がぜひ研さんを積んでいただきたいというのは前提でございますけれども、今回の法案で提示しております不適切な教員をだれが選ぶのかということでございますが、これは、校長が日々の授業状況等からそれぞれの教員の実態を把握しているのをごいまして、市町村教育委員会も、校長の報告に基づいて、必要に応じて指導主事等を派遣したり、みずからも状況を把握していることが通常であると考えられます。

いろいろな情報がありましようけれども、そういった情報を公正に分析した上で、市町村教育委員会の報告に基づいて、任命権者である都道府県教育委員会が、指導が不適切であるとの要件に該当するかの判断を、教育委員会が定めた手続に従って十分に検討した上で判断するということになるわけでございます。

○児玉委員 今のお話の中で、あなたは、教師が切磋琢磨することの重要性、それはお認めになった。ただ、あなたの今の答弁の中で、みずからの指導力を高める努力も必要だと。もし私の聞き間違いでなければ、あなたは、努力も必要だと言われた。私は、それは違うと思う。努力が必要なんですよ。そして、それは個としての努力と集団としての努力ですね。そういう中で、校長も一定の役割を果たさなければならぬでしょう。

私が聞いているのは、指導が不適切であるとだれがどのようにして判断できるのか。今のお話では、校長が日々の授業の状況から把握している。そうですか。例えば、都会の、教師が三十人いる学校、僻地の、教師が数人の学校、大きな高校の場合、七十人、八十人教師がいることもある。そういう中で、日常の授業の状況から教師の指導が不適切であると判断できるような校長がいたら、私はお目にかかりたい。そんな人はいません。

問題は、今あなたが言ったことの中で、市町村が定める手続、規則に従ってという、結局そこに依拠していくことになる。

私は同僚の議員の皆さんに率直に言いたいんだけれども、誠実で真摯な教師ほど、みずからが教師として持っている力量が現在の子供たちの求めにたえ得るのかどうかということを日々真剣に悩み、不安を感じ、そして、そういう思いの中から、まさに切磋琢磨して教師として成長していくんです。その点、あなたは文部科学大臣としてお認めになるでしょう。いかがですか。

○遠山国務大臣 教員一人一人が切磋琢磨しながらみずから努力することが、これは確かにございしますね、が大切ということは当然のことであ

ります。そして、大事なことは、教員が子供たちに対して十分な指導力を発揮できるか、それが今望まれている教育の実態、ねらいと合致しているかどうか、そういうことを常にみずから問い直しながら教育をしていただきたいと思っております。

また、教員の皆さんが情熱を持って、子供たちに教えるべきことをきちんと教え、そしてみずからも全人格的な角度からきちんと対応されていれば、ほとんどの方がそうだと思いますが、そのような人が今この法案でねらいとしている不適切な教員に当たるということは考えられないと思えます。

既に、どうい場合が不適切であるかということについて、るる何度何度も御説明いたしておりますけれども、それらを総合的に考えていただければ、私は、教員の努力ないしその意欲、そしてみずから研さんする姿勢、そして、現実に豊かな、あるいはすぐれた教育がなされていれば、今回の不適切な教員というふうなことは当たり得ないと考えております。

○児玉委員 指導が不適切だとあなたは判断できると考えているようですね。しかし、今世界各地の教育事情、そして教育の専門家たちのさまざまな研究の中で、教育という営みを客観的に的確に評価することの難しさがどんなに甚だしいものであるか。もし一歩道を誤れば、その国の教育自身を困難に追い込んでいく。この点については、この後石井議員が皆さんに提起をすることになるけれども、そういう重要な問題ですよ。

私は、この際明確に、あなたに改めて聞きたいのだけれども、誠実で真摯な教師ほど、教師としてのみずからの力量に不安を感じ、そして悩みながら、苦しみが努力をしている。そういう教師には、指導が不適切、そういうレッテルが自分身に降りかかってくるかもしれない、あすは我が身というおそれが、今あなたが言った、ほとんどの教師の抱く共通のおそれになる。そして、熱意のある教師を萎縮させ、伸び伸びとした教育力

の發揮を阻害させないか。これはそのまま子供の不幸せにつながり、日本の教育の荒廃につながる。

先日、あなたは、こういった危惧が広がっているという私の指摘に対して、教師を「萎縮をさせるようなことにはならないというふうに私は信じております」と。信じておりますと答弁された、そのように信ずる根拠を具体的に示してください。

○遠山國務大臣 その判定において公正かつ客観的な視点で行われなければならないというのは当然のことです。

本法律案におきましては、この措置が公正かつ適正に運用されるように、対象となる教員を、児童または生徒に対する指導が不適切であること、そして、研修等の措置が講じられてもなお適切に指導を行うことができないことのいずれの要件にも該当する者に限定する。この限定は内容が深いものであります。しかも、その要件に該当するかどうかを判断するための手続については教育委員会規則で定めることとしているわけでございます。その内容についても、判定委員会を設けることなどのきちんとした内容で今後指導していくということを考えておりまして、この法律案は、このように児童生徒に対する適切な教育を確保することをねらいとするものでありまして、教員を萎縮させるものではないと考えております。

○児玉委員 あなたがそのように信ずる根拠は、今は一つも具体的には示されていませんね。そして、あなたがおっしゃるその法律案がどんな過程で準備されたのかということも、出自の経緯はその法案の中身を示しますから、その点をちよっと私は吟味してみたい。

大臣、ぜひ、文部科学省がことしの一月二十五日に出された二十一世紀教育新生プラン、私の部屋まで持ってきてくださった、それを手にとってください。八ページを開いてください。「主要施策及びタイムスケジュール」という欄があつて、そこに地教法の改正「通常国会に法案提出」と

太い矢印がある、説明に何と書いてあるか。「指導力が不足し十分な適格性を有しないと認める教員を教員以外の職員へ円滑に異動させるための方途の創設等」こう書いてありますね。そのとおりですね、大臣。では、そのことを確認しましょう。そこで、先日のあなたと私の議論、地教法四十七条の二、あなたは私に対してこう答弁された。「この法律案」すなわち地教法四十七条の二です、「この法律案におきます転職の措置というのは、児童生徒への指導が不適切な教員のうち、分限免職」これは地公法二十八条における分限免職ですね、「分限免職などまでに至らない者」であると答弁された。そのとおりですね。

○遠山國務大臣 分限免職なり分限休職に至らない者すべてが当たるわけではもちろんございませぬ。要件がつかますけれども、そういう前提であればそういうふうな内容で答弁したのであるうと思ひます。

○児玉委員 その点は会議録を確かめればはつきりします。会議録ではそのようになっております。そこで、地公法二十八条の分限免職についても私がお尋ねした。あなたはこう答えた。地公法二十八条、「指導の不適切という範疇ではなくて、既に授業などの指導が放棄されていたり」として、もう一つのケースをお挙げになった。

大臣、もう一通これを見てください、この新生プラン。あなたの今の二つの答弁に照らしみて、この文章をどう読めばいいのだろう。ここに書いてある「指導力が不足し」というのは、明らかに地教法四十七条の二のカテゴリーですね。そして、もう一つここに書いてある言い方「十分な適格性を有しない」というのは、地公法二十八条のカテゴリーではありませんか。あなたの答弁でも、今の二つは範疇を異にするということを示明らかにされている。それをこの新生プランでは一体にし、ごちゃまぜにして、「指導力が不足し十分な適格性を有しないと認める教員」。最も肝心なところでごちゃまぜになっているではありませんか。どうですか。

○遠山國務大臣 御指摘ではございますけれども、この項目は、左の「主な政策課題」に対応したタイムスケジュール及び主要施策になっております。左側の「主な政策課題」の方をのぞいていただきますと、十一の「教師の意欲や努力が報われ評価される体制をつくる」の中の二つ目として「効果的な授業等がでない教師を他職種へ配置換えできる途の拡大や免職などの措置」ということでございまして、その内容が、今お読みになったことも含む二つの事柄に該当しているわけでございます。

それで、今の「指導力が不足し十分な適格性を有しないと認める教員を」云々ということでございますけれども、このことをねらいとしながら、左の目的の主要な政策課題を達成するために今法案を提出しているわけでございます。その法案自体、お読みいただければ、不適切な場合ということに限定されていることはおわかりいただけると思ひます。

○児玉委員 答弁はぜひすりかえないでいただきたいのです。私が言っているのは、指導の不適切というのは地教法の世界である、そして、十分な適格性を有しないというのは地公法二十八条だ。わきのことをいろいろ言っているけれども、それを最も見事に示しているのがこの文章ですよ。色刷りのものが大量に学校に配られている。「教える「プロ」としての教師を育成します」。三行目に何と書いてあるか。「不適格教員への厳格な対応(教壇に立たせない)」。このカテゴリーから地教法が出てきますか。答えなさい。

○遠山國務大臣 これは、内容を短く表現した場合の表現であつて、「教える「プロ」としての教師を育成します」という中の三つの柱の一つとして述べたものだと思ひます。

○児玉委員 短くするときには正確に短くしますよ。これは全くばらばらに、あなたたちの混乱とごちゃまぜを、ある意味では非常に的確に表現していますね。私が聞いているのは、「不適格教員への厳格な対応」というのは、これは地公法から

しか出てこない概念、地教法からは出てこない。

そこで、私はあなたに聞きたい。あなたは、法案について言えば一定の整理がされているというふうに今述べたけれども、それはそれで私は議論するけれども、今問題にしているのは、法案準備の過程です。準備の過程で明らかに、この「指導力が不足し」という概念と、「十分な適格性を有しない」、この「十分な適格性を有しない」という点でいえば、地公法の世界でもないんです。地公法が問題にしているのは、十分な適格性があるかどうかの問題じゃない。適格性に欠けるかどうかの問題なんですよ。そういう勝手放題言い方でもってこういうものを出す。この部分は明らかに混乱し、誤っています。削除してはどうですか。

○遠山國務大臣 この文章もよくお読みいただいたらわかりますように、通常の日本語の解釈としては、「指導力が不足し十分な適格性を有しない」ということは、指導力について十分でないという意味と解するのが普通ではないでしょうか。私はそのように解しまして、これを削除するとか何とかというに当たらないと思ひますし、今大事なのは、法律案でどのようなことが提起されているかということではないかと考えます。

○児玉委員 委員長に求めますけれども、この文章というのは、今大臣が言った、短くしたらこうなるという性質のものじゃないですよ。「不適格教員への厳格な対応(教壇に立たせない)」、これは明らかに地公法二十八条の世界であつて、その法律は出されていないし、私たちは今それを審議しているわけではない。準備の過程でこんなだらめな、ごちゃまぜの、混乱した中身で皆さんがこの法案を準備して、しかも、これは全国の学校や関係者に配られているじゃありませんか。

こういうミスは改めるべきですよ。そして、この部分は削除すべきだ。その点について、私は速やかにこの文部科学委員会の理事会で協議をしていただきたい。どうですか。

○高市委員長 当委員会が現在審議しておりますのは、でき上がつてきた三本の法律案についてでございます。その前に使いました資料につきまして、これをまた理事会で取り上げて、その文言についての扱いを決定するという事に關しては、私はお受けできません。

○児玉委員 常任委員長の職責というのは、公正に審議を進めることです。理事会でどういう議論になるかというのは、私は理事の皆さんの良識にゆだねたい。問題は、法案が出される準備で、こういう混乱した、ごちゃごちゃのことがあつていいのか。さつき言いましたように、出自の誤りはできた法案に大きく影響するんですから。ですから、私は、理事会で検討していただきたい。重ねて言います。

そこで、続けて、このようなずさんさ、法案としての重大な欠陥はなぜか。前首相の私的諮問機関でしかない教育改革国民会議の報告を受けて、性急、拙速なやり方で事を進めたからです。

この五日の委員会で石井郁子議員は、一九六三年の行政管理庁の「審議会と懇談会の差異について」、これを具体的に皆さんに論議の中でお示しして、審議会とはその意思が公の権威をもって表示されるものだ、懇談会は出席者の意見が表明されるにとどまるものだ、こういうことも紹介をした。

遠山さんは何と答えたか。総理のもとで持たれた懇談会は省庁の懇談会とは違ふ、こういう趣旨の答弁をされた。

それならあなたに聞きますが、一九八三年、中曾根元首相のもとで、文化と教育に関する懇談会、座長は井深大ソニー会長です、これが発足した。あなたも御存じだろう。この懇談会は、翌年三月二十二日に教育改革の方向と課題に関する報告を中曾根首相に提出した。まさに総理大臣のもとでの懇談会が報告を首相に提出した。

その翌日三月二十三日に開かれた衆議院の文教委員会、私たちのこの委員会の前身ですね、そこで森喜朗元文部大臣は何と述べたか。昨日総理の

私的諮問機関から出ております文化懇の問題を、その意見に耳を傾けようと思つた、これは臨教審の委員の皆さんのお考えになることでございませう。全く拘束されるものではありません。これが最低の良識じゃありませんか。当時の森文部大臣は、私的機関である文化と教育に関する懇談会の報告は審議会を全く拘束しない、まして審議会の審議を行わずに拙速に法案化するなどということとは、ここからは到底出てこないですよ。

その八三年に文部省がやつた最低の進め方が、なぜ今できないのか。大臣、答えてください。

○遠山国務大臣 これにつきましては、これまで御説明しておりますように、総理のもとに日本の英知を集めた教育改革国民会議が開かれて、その結果を、最終報告を昨年の暮れに受けて、その後、ことしの一月に二十一世紀教育新生プランということで、これは行政府としてそれを実現化するためのプランをつくり、そして今日の法案になったわけでございます。

それは突然出てきたわけでございませんで、これまで、何度も申し上げておりますように、不適切な指導の教員について十分に対応するようにという御指摘が、中央教育審議会等の審議会でもなされてまいつてきているわけでございませう。したがって、突然浮上してまいりますよりは、私は、これまで審議会が重ねてきた議論もベースとしながら、今臨まれる問題に新たに取組んで、そして今日の法案という形で御議論に供しているものであると考えております。

○児玉委員 時間が来たから最後に言いますけれども、今の答弁も先ほどと同じように全く答へていないですね。あなたはこの前、首相の私的懇談会が一般省庁のものとは違ふと答へた、それで私が述べたのに対して、今度は経過を持つてくる、こういうやり方にこの法案の本性がよく示されていますね。この法案は撤回される以外にない、そのことを厳しく言つて、私のきょうの質問を終わります。

○高市委員長 保坂展人君。

○保坂委員 社会民主党の保坂展人です。

きょうの午前中に起きて、八人の児童が亡くなったそうだけれども、大変痛ましい事件が起きたことについて、私も心より哀悼の意を表したいと思つた。また、これだけの大きな事件、恐らくその背景もまだわかりませんが、しかし、こういうことが繰り返されないように力を合わせて万全を尽くしていきたいということを申し上げて、質問に入りたいと思つた。

私は、時間も限られていますので、きょうはワネターマで簡単に、質問を絞りました。しかし、事は簡単ではないんです。

こころは、先ほどお間違ひになりましたけれども、文部科学委員会ですね。私はこの名前はおかしいなと思つてゐるんです。これはもと、長いこと文教委員会だったんです。自民党でも文教族なんというふうになつたから、政治主導で国会が変わるといふときに、省庁が合併したから文部という名前になつてしまふ。これはほんとに納得できないです。したがって、文教科学委員会に改めていただきたいと思つた。

おかしい話は山ほどあるんです。奉仕という言葉がこの教育改革国民会議で出てきました。先ほどの議論でも触れられていましたけれども、中曾根内閣当時の臨教審、これは、当時の中教審をきちつとストップして、設置法をつくつて議論して、そういう経過を踏んでいますけれども、この奉仕活動の奉仕という言葉、今日これがもう一回よみがえつてくるのに一体どういう意味があるのだらうかということこそ少し考えてみたいと思つた。

遠山大臣、奉仕というのはどういう意味ですか。

○遠山国務大臣 奉仕というのは、自発的な意思に基づいて行う場合ももちろんのこと、みずから時間とみずからの身体的なエネルギーを用いて、他者のため、あるいは社会のために何かをなすということではないでしょうか。これはいろいろな学説があるのかもしれないけれども、突然のお尋ねでございますので、奉仕ということについて申し上げるとすれば、私としてはそういうイメージを持つております。

ただ、さらに厳密な意味で御答弁が必要であれば、機会を改めさせていただきますと思つた。

○保坂委員 突然のお尋ねではないんです。昨日、政府控室の方に、本日の質問は奉仕活動とボランティアの共通点と相違点についてのみ掘り下げる、こういうふうにご予告してゐるんですからね。これを突然だと言ふのなら、随分準備がないんだなと思つたわけです。

今大臣のおっしゃつた自発的という言葉は余りないんです。奉仕という言葉の中には、これは、「献身的に国家・社会のためにつくすこと」と広辞苑にあります。対して、ボランティアを引くと、「自ら進んで社会事業などに参加する人。」というふうになつてゐます。今の大臣のお話だと、隣の人に手を差し伸べる、これも奉仕だ。あるいは、子供たちが隣のクラスを助けること、これも奉仕だ。それでは、ボランティアと余り変わらないですね。同じですか。

○遠山国務大臣 奉仕活動とボランティア活動はどのように異なるのかという御質問かと思つた。

共通点としては、労働の対価を目的とせず、自分の時間を提供し、他人や社会のために役立つことを行うという点が挙げられると思つた。

一方、相違点としては、ボランティア活動は個人の自発的意思に基づく活動であるのに対して、奉仕活動は、自発的意思に基づく活動はもとよりありますが、非自発的活動も含まれるという点が挙げられるというのが私の解釈でございます。

○保坂委員 それでは、その奉仕という言葉は一体日本語の中のどの辺から来たのかというところ、これはいろいろな方が調べ、私が調べたところでは

は、どうも仕え奉るというあたりが語源なんではないかと。つまり、皇居の奉仕活動というのがありますね、これが一番、割とつきり、当時の皇室なりあるいは天皇に対して奉仕をするというように使われ始めた、これが語源だと思えますけれども、今大臣が、自発的な部分も含む、しかし非自発的な部分も奉仕活動にはあるというふうにおっしゃいました。むしろ、この国民会議の議論が奉仕活動の義務化という言葉まで含めて議論されてきたことを思うときに、ここはやはり決定的に違うと思うのです。

それでは、その奉仕活動、そしてボランティア、これを比べてみたときに、どうでしょうか、例えば奉仕活動という中身、学校でも、あるいは社会教育でもというふうにいる御提案されていますけれども、どんなことが想定されますか。どうでしょう、どのようなことが想定されますか。どんな活動が想定されますか。

○岸田副大臣 例えば学校の清掃から始まって、地域の清掃、さらには花壇の手入れ、あるいは老人施設等で交流を図る、あるいはさまざまな幼稚園等の施設において手伝いをする、そういったこと等々、さまざまな活動が想定されると思います。

○保坂委員 そのような活動は、例えばボランティア活動の範囲でもあるわけですね。つまり、何年何組これをやりなさいと言われたときには奉仕活動になるけれども、何年何組に属する生徒一人あるいは二人、三人が、きょう老人ホームに行くよという場合にはボランティアになる、こういうことですね。

そうすると、社会参加というふうにあえて私は呼びたいと思いますけれども、社会奉仕活動というふうにあえてこの時期に銘打ってくるのか。社会参加活動でいい、これで全く構わないのではないかと。これまでの八〇年代からのさまざまな提言、そして、つい最近まで文部省でまとめたいろいろなプランは、社会参加活動であり体験学習、そうであったと思います、奉仕という言葉

業はそんなには出てこなかった。私のよく知る中教審の委員だった牟田悌三さんは、中教審答申から奉仕という言葉を感じて取ろうじゃないかと。当時の文部省の事務方と随分議論して、つい最近これが取れたよというのを聞いたのが二年前です。どうして奉仕活動というふうにあえてくられなければならないんでしょうか。どうぞ。

○岸田副大臣 ボランティア活動といった場合に自発的な意思が重要な要素であるということ、それはおっしゃるとおりであります。ただ、学校教育及び社会教育における体験活動ということになりますと、自発性の低い活動も含まれると考えます。それがために、ボランティア活動も含めて、ボランティア活動より広い概念である社会奉仕体験活動という言葉を使ったということであります。

また、奉仕ということですが、その社会奉仕という言葉、例えば日本赤十字法あるいは民生委員法あるいは学習指導要領にも使われております。こうした法令上用語としても定着しているというふうに考えております。

○保坂委員 それでは、遠山大臣に聞きます。日本青年奉仕協会というのがありますね。御存じだと思えます。この日本青年奉仕協会が毎年大々的に全国ボランティア研究集会というのを開いてます。全国ボランティア研究集会、相当大規模に、いい議論をされています。これを見ると、一九七〇年の一回目のテーマは奉仕活動の展望です。二回目のテーマは奉仕活動とその課題です。ところが、一九七二年、時に公害問題やいろいろな社会環境問題が出てきて、第三回からは社会変動とボランティアになって、その後、奉仕活動、奉仕という言葉が出てこなくなりました。こういう経過は御存じですか、遠山大臣。

○遠山国務大臣 個別の団体の詳しいことについては存じません。ただ、社会奉仕という言葉があらゆるところに使われなかったかのような感じでございますけれども、これはもう敢然と、今も学習指導要領の中にきちんと定められておりますし、いろいろな法律の中でも定められております。文部科学省は生涯学習ともかわりが深いでしょう。知らないんですか、これ。知らないんですか。知らないならいいですよ、本当に知らないなら。本当に知らないんですか。関心ないですか。

○遠山国務大臣 今確かめましたところ、御指摘のとおりでございます。

○保坂委員 それでは、岸田副大臣に聞きたいと思えます。政治家同士として議論をしたいんですけれども、今、大事な転換期だと私は思うんです。子供たちが学校を出て、いろいろな危険もありますけれども、しかし、社会に参加していくことは私は大事だと思えます。その際に、では、奉仕の対象は何なのか。それは、公の意識が足らぬということをおっしゃっていますね。町村大臣もそのようにおっしゃっていました。私の権利主張ばかりが多くて公の概念がないんだ、そこでこの奉仕活動が出るんだと。

私は、その公という概念をもっときちっと定義していただきたいと思うんです。私は、あらゆる、この日本なら日本に住む人たちが、地球上の人たちが、あるいは地域の人たちが、健康で安全で、そして命や暮らしが守られる、お互いが助け合う、そういうところを共通の土台として置きたいと思うんです。

そこでなんですけれども、例えば、今PRTTRなんという、化学物質の総合排出規制の問題なんかが出ていますね。水道局に行く、従来どおりというか、これまでの形で水質検査をやっているか、しかし、今までの形で化学汚染物質が出てくるかもしれないじゃないですか、ゴルフ場もあるし産廃もあるし。そうしたら、子供たちが、上流から下流まで継続して水質をチェックしていくじゃないか、ぜひそれをやろうじゃないかと。そして経年して、半年、一年とチェックすれば、いろいろなことがわかるかもしれない。水道局が

把握していなかったデータが出てくるかもしれないですね。これは、命を守ることに直結します。そういう活動をもっと奨励すべきじゃないですか。そういう活動は奉仕活動になりますか。

○岸田副大臣 奉仕活動を含めてどんな体験活動をするのかということにつきましては、学校教育におきましては生徒の自主性というものをしっかりと尊重していかなければいけないと思っておりますし、また、社会教育においてはより一層自主性というものは尊重されなければいけないと思えます。ですから、どんな体験活動をするかということについては、それはいろいろな意見もあるでしょうし、そのときの環境、条件等、その辺を踏まえて自主的に判断されるものだというふうに思います。

○保坂委員 ちよつと本質的な議論にしていきたいんです。つまりそういう活動は、やれと言ったから、先生がやりなさいと言ったから、しやうがないと言ったやらのじゃないかと、三人なら三人の子供がやれるんですよ、やろうと思えば。そういうことを我々の社会は大事にしているという時期に入っているんです。

そのときに、奉仕活動の時間、みんなメニューが貧困ですよ、はつきり言って。空き缶拾い、河原の清掃。清掃もいんですよ、例えば、例えばゴールデンウィークの後に、高速のインターの手前、ひどいんですよ、空き缶や弁当の食い殻が。そういうものを子供たちが拾って歩く。これは、捨てている側の問題はどうかというところも出てきますよ。実際には、やはり子供たちが選んでこれをやろうといったときに、選べる選択の幅をきちんとつくるのかどうか、これは大事な点なんです、答えてください。

○岸田副大臣 ですから、そうした選ばず自主性ということとは尊重しなければいけないと思えます。しかし、そうした学校教育等で体験活動をする際に、やはり子供たちにとりましても初めての経験ということとは随分あるのではないかと。そういうに

思います。その中に、学校の中で指導という形でヒントを与えたり、さまざまな情報を提供する、話し合う、こういったことは十分必要なことではないかなというふうに思います。

○保坂委員 では、遠山大臣に聞きますけれども、例えば空き缶拾いがいいだろう、空き缶拾いますからね。それをやりますと言ったときに、しかし何人かの子供は、いや水質検査をしたいんだ、あるいは大気汚染のチェックを僕らはやりたいんだ、それで社会全体にかかわっていききたい、参加していききたいというとき、どうしますか。それはだめですか、いいんですか。

○遠山国務大臣 それをどのように効果ある指導の一環として考えるかは、私はまさに教員の指導する力、指導力にかかっていると思いますし、そのこと自体で、では、空き缶拾いであるよりはそちらをやるとういうときに、強制的に空き缶拾いということをやらないでも、今おっしゃったような趣旨で広く社会に貢献する、あるいは他者に貢献するという趣旨が酌み取れるのであれば、恐らくその教師はそれを認めるかもしれません。いずれにしても、それは現場で、きちんと学校教育の中で位置づけられて、そして奨励されるということだと思えます。社会教育の場合は学校教育の範疇ではございませんけれども、私はそのように考えます。

○保坂委員 では、こういう方向でやるべきだということをもう少し言いたいと思います。私はずっと交通事故の問題に国会でも取り組んでいるんですけども、同じ事故で年に何回か死亡事故が起きるといふ交差点があります。どうして事故が起きるんだらうかと。警察も忙しい、なかなか調査分析センターだってそんなところまで手が及ばないというときに、では子供たちが、もちろん、危険な交差点ですから安全な場所、毎日車の動きを記録したとしますよね。そして、それらの記録をもとに、今度はそういう専門家のもとに持っていくたりとか、あるいは教室に持ち帰ったりして、どうしてこの交差点は事故が多

いんだということを考えていく。これは命を守る活動ですよ。こういう活動を本来やるべきだと思うんです。

ですから、奉仕活動だけでなく、ボランティア活動というよりは、社会参加活動じゃないですか、これから必要なのは。その点、いかがですか。

○岸田副大臣 ですから、そういった自主的な取り組みは重要だと思いますし、そうした自主的な取り組みも含めて社会奉仕活動という定義になっているというふうに思っております。

○保坂委員 それでは、阪神大震災がありました。日本海重油の事故もありました。高校生、中には中学生でも、もうじつとしておれない、助けに行きたいということで、実際に動いた子もいましたよ。そういうときに、学校を休んで救援活動に現場に行きたい、こういう場合は奉仕活動の範疇に入るんですか。

○岸田副大臣 今、学校を休んでというお話がありました。学校教育における社会奉仕体験活動というのは授業時間内での対応でありますので、それはその範囲をはみ出してしまおうのではないかなと思います。

○保坂委員 遠山大臣に伺いますが、やはり混乱があると思うんですよ。最初、ボランティアの義務化なんということが言われて、それはさすがにおかしいということで、かなりボランティアと奉仕活動というのは峻別されてくるわけです。

ボランティアは自発的だ、奉仕活動は非自発的、つまり、やりなさいという強制もこれは含んでいくんですね。それから、奉仕活動と言われる場合には、いわば社会的な規範の枠の中にしっかりと入っていないといけないかったり、契約を意識したり、制度の中で行う。今岸田さんがお答えになったとおりですよ、学校という枠の中でやるわけですよ。ところが、それに対してボランティアは、規範や契約、法的、制度的な制約ということよりは、相互扶助、お互いが助け合っていくという横の関係。奉仕活動というのは、やりなさい、

はいやりますという縦の関係なんです。ここは混同しちゃいけないんですね。

私が求めたいのは、奉仕活動でくるんじゃない、ボランティア活動を基盤にした、縦の関係ではない横の関係、お互い助け合いの相互扶助の方に、やはりこれからの子供たちについてのメニエーはそちらの方に開くべきじゃないかということを書いてあるんです。いかがですか。

○遠山国務大臣 社会奉仕体験活動の中の主なものがボランティア活動だと私は思います。ですから、ボランティア活動というのは社会奉仕体験活動の大きな部分を占める具体例だと考えております。ですから、学校教育でその活動が展開される場合に、単なる奉仕活動という言葉ではなくて、社会奉仕活動という言葉で、もうこれまでもほとんどの学校で努力されて実行されております。そういう活動について、さらにこれからも力を入れてもらいたいという趣旨でありまして、ボランティア活動と社会奉仕活動を対立させて、だから、ボランティアはいけれども社会奉仕体験活動はだめというのは、今回の法案の提出のねらいとちよつと違っているんで、その点だけ申させていただきます。

○保坂委員 こうやって国会で議論しているときに、例えば国旗・国歌法の議論が非常にわずかながらありましたよ、学校現場には絶対にこれは影響はないんだと。学校現場における自主性は全部尊重していくんだということでしたが、今起きてくることは大分違っていますよ、これ。相当程度影響が出ています。

やはり日本社会は、もともと根っこは画一的です。みんな一緒がいいんです。そうすると、せつかく八〇年代からつい最近まで個性の尊重とか脱画一主義だとかいうことを、恐らくそれなりに文部省も模索してきたんですよ、少しおくれながらも。しかし、今ここで教育改革国民会議というものができて、ある方が現場教師ただ一人の代表で、学校現場の状況を語って、それで、嫌でもやるのが教育なんだ、ああ、そうで

ございますかということと奉仕ということがはまってくる。僕は時代錯誤も甚だしいと思っていますよ。

今遠山大臣がおっしゃる通りに、今文部科学省はこういうふうに通っているけれども、社会的奉仕活動と言っているけれども、例えばそれは一律同じことを同じ時間に子供に押しつけるということじゃないんだということだったたらまた話は違ふんですけれども、どうなんですか。多様なメニエーはあり得るわけですか。

先ほど同じことを聞きましたよね。空き缶拾いと決まっているんだけど、水質検査に行きたいという子供の自発性やそこで頑張りたいという部分は、教育的に生かしていこうという判断もあり得るというふうにおっしゃったように思いますけれども、そこはどうですか。

○岸田副大臣 内容は、その現場、学校の判断でありまして、そうした自主的な取り組みは当然許されるものだと思っております。

○保坂委員 もう一步欲しいんです。許されるものではなくて、我々はやはりそっちを引き出してほしい。

例えば、アメリカにナルドレンズ・エクスプレスという子供だけの通信社があるんですね。その子供たちが来ましたよ。私の部屋にも来ましたし、超党派の議員でもお会いして話をしましたけれども、アメリカの政治家にもインタビュースる。あるいは、いろいろな企業にも出ていく。そして、おもしろいのは、その子供たちは記者ですから、共同通信とか時事通信のように、ニュースを発信するんですね。それを一般紙も採用するわけですよ。そのかわり、豆記者というんですか、小学生、中学生ぐらいの記者の上に、高校生ぐらいのデスクがいて、ちゃんと体験が継承されていく。その中から、ジャーナリストになる者もいれば、いろいろな道を選択していく。僕はすばらしい活動だと思えます。これは社会参加活動に間違いありません。でも、ちよつと奉仕活動とはいえない。こういう活動をもつと

積極的に僕は道を開くべきだと思ふんです。いかがですか、遠山大臣。

○遠山国務大臣　まさにそういういろいろな工夫がなされるのが期待されているわけであります。それぞれの地域の実情、それから子供たちの状況などを踏まえて、学校の判断でいろいろな工夫を凝らしながらやっていただくということでありますが、そのやり方自体について、具体的にどうしろとか、それこそ画一的に何か基準を示すというようなことは全く考えておりませんし、その条文の最後にもございますように、「努めるものとする。」ですか、要するに努力義務であるわけでございますので、ぜひとも、強制することを考えている、あるいは画一的なことを考えているというような御理解というのは考え直していただきたいと思ひます。

○保坂委員　先ほど児玉委員がお触れになったプラン、あれを私も見せていただきました。それを見てみますと、やはりここ五年、十年かけて議論されてきたことが入っているわけですね。その五年、十年の中には、私が個人的にも当時の文教委員会会で実現を求めてきた二十四時間子供のためのホットライン、実はこういうものも入っているわけですね。子供センターとかいろいろ入っている。

実はそういう方向でつい最近まで来たことに對して、奉仕という言葉が突然浮上してきた。どうでしょうか、生涯学習政策局長に聞きたいんですけども、かつて、先ほど私が指摘したように牟田修三さんと、奉仕という言葉は思い切つて削るうじゃないかというやうなやりとり、これは本場にあったのか。そして、今奉仕という言葉が再登場してきたことについて受けとめ方をしているのか。今までの議論を踏まえて、生涯学習と初中局長とお二人から聞いてみましょう、せっかく来ていただいているので。

○近藤政府参考人　お答えをいたします。確かに最近の中央教育審議会の答申等を見ますと、子供たちに思いやりの心や社会性など豊かな

人間性をはぐくむ観点からボランティア活動を充実させていく必要がある、こういった提言もなされているわけですが、先ほど来、大臣、副大臣からお話を申し上げていますように、ボランティア活動とは参加者の自発的意思に着目した用語でありまして、また、学校教育や社会教育として行われる体験活動の中にはそれ以外のいろいろな活動もあるわけがございます。そして、今回は、この社会奉仕の精神を涵養するために行われる体験活動という意味で、より広い概念である社会奉仕体験活動、こういう用語を用いることにした、こういうことでございます。

○矢野政府参考人　せっかくでございますから、私の方から学校教育における取り扱いについて御説明申し上げたいと思ひます。

学校教育の教育内容の基準は、御案内のように、学習指導要領によつて決められているわけですが、奉仕ということにつきましては、昭和三十三年に、「特別教育活動」の中で「校外における奉仕活動が行われる」といったことが、そういう形で初めて出てまいりました。それから、昭和五十二年の改定では、「奉仕の精神などが体得できる」ということになったこと、さらには、平成元年でございまして、「社会奉仕の精神を涵養する体験が得られるような活動を行う」というようなことが指導要領に規定されてございます。

それを受けまして、一番最近の指導要領の改定は平成十年でございまして、御案内のように、特別活動のあり方として、「ボランティア活動など社会奉仕の精神を涵養する体験が得られるような活動を行う」というふうに規定されているところでございまして、学校教育におきましては、社会奉仕の精神あるいは社会奉仕活動といったようなことが学校教育に大変大事である、そういう考え方で今日まで来ているところでございます。

○保坂委員　まとめるに当たつて、ボランティアと奉仕という言葉がほぼ同じような意味で語られた時期がありました。先ほど奉仕協会の話をしま

したよね。それで、ボランティアという言葉になつていくこの何十年かには、ボランティア活動のすばらしい積み上げがあつたんです、日本社会に。すばらしい積み上げがあつて、それは、言われて、命令を受けてやるというのじゃないんです。お互いが助け合う。そして、一方的にやってくれるものがあるわけですね。それがボランティア活動。それが広がってきた。これだけの社会基盤が、私はあると思ひます。

したがって、今教育の場面でも、つい最近まで体験学習、そして社会参加、これが言われてきた。そのところを、ここが本当に大事な点なんです。この二時間はこのメニュー、空き缶拾いしかだめです。すよというところは絶対、時代に対して逆行です。その中で子供たちがどういうことをやろうか、どういふふうにと、やるかが決まらないから二時間議論しているというのはいじやないですか。子供たちがみずから発想して、そして自分で決めて、失敗したり、成功したり、成果を得たり、だめだった。これが必要な方向なんです。だから、それを絶対に誤らないでいただきたいし、奉仕という言葉は削るべきです。

以上、終わります。

○高市委員長　次回は、来る十二日火曜日午後二時三十分理事会、午後二時四十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十九分散会

平成十三年七月四日印刷

平成十三年七月五日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局